

フランスにおける会社グループに関する クステ法案についての若干の考察

井 上

明

- 第一 はじめに
- 第二 クステ法案の概要
- 第三 クステ法案に関する批判、とその考察
 - 一 退社権に関する批判、とその考察
 - 二 補償に関する批判、とその考察
 - 三 一元体制をとることに関する批判、とその考察
 - 四 グループ及び集中裁判所に関する批判、とその考察

第一 はじめに

現代においては原子的単独会社の時代から分子的会社グループの時代に移りそこでは原子的単独会社でなくて分子的会社グループが国民経済に重大な影響力を有していること、及びこの分子的会社グループの中では局外株主の保護が一つの重大な問題であるが、その解決の為に会社グループそのものを否定してしまうことは非現実的であり

従つて会社グループの経済的機能を害せざるに局外株主の保護をいかにはかるかが問題であること、は既に指摘した⁽¹⁾ところである。

ところで、この会社グループの経済的機能と局外株主の保護をいかに調和させるかという問題の解決策としては、種々の考え方があらう。大きく分けて、一般会社法のワク内で解決し得るとする考え方もあるうし⁽²⁾、又、会社グループに関する特別法が必要であるとする考え方もある⁽³⁾。又、後者は更に、西独株式法のように支配契約のある場合とない場合等を区別し規制内容を変える多元的方法をとる行き方もあり⁽⁴⁾、又、後述のクステ法案のように、支配契約のある場合とない場合を区別せず同一の規制を行う一元的方法をとる行き方もある⁽⁵⁾。

特別の会社グループ法をもたぬ我が国がこの問題に対しいかなる態度をとるべきかを解決するには、これらの学説、法案、立法例等を比較検討することが不可欠である。本稿はその一翼を担うべくクステ (Cousté) 等により一九七〇年四月九日にフランス国民議会 (l'Assemblée Nationale) に上程され、一九七二年四月十一日に再上程されながら立法化には至らなかつた会社グループに関する法案、いわゆるクステ法案につき若干の考察を試みるものである。

- (1) 拙稿「フランスにおける局外株主の情報」(成城法学第一号) 一はじめに、同「フランス法における局外株主の保護手段」(成城法学第一号) 一はじめに、同「フランス法における支配権の譲渡の際の局外株主の保護」(成城法学第三号) 一はじめに、参照。
- (2) 会社グループが存するにもかかわらず会社グループに関する特別法を有してゐない国も多い(例えば日本、フランス)。
- (3) フランスにおいて会社グループに関する特別法の必要性を説く者の一人は PAILLUSSEAU がある。以下その見解を要約しておこう。

フランス会社法は、会社の独立 (l'indépendance de la société) から公理の上に成り立つており、会社は自治法人

(une personne morale autonome) と尋えられている。(これは我国商法も同様である)。この公理より株主総会の最高機関性、社員団体の同質性、社員間の平等性、会社はそれが関係を結ぶ他の会社の利益及び自己の多数派社員の利益とは独立の(会社)個別の利益を有し経営機関はこの利益に従つて行動すべきこと、等の諸原理が導き出される。

ところが、会社グループにおける実情は会社の独立とまことにから対立する。即ち、会社グループ内においては、支配会社が被支配会社に対し直接間接に権力を行使する。しかもこの場合、会社グループを構成するメンバー会社の経営は、会社自身の利益を最高価値として行われるのではなくてグループの利益の為に行わればならない。かくして、会社の独立という法原則に対し会社の従属という経済的事実が対立する。

このように法と事実が分離してくると、種々の不都合が生ずる。まず、これはグループ自身にとって不都合である。即ち、このような状況下では、グループは二つの態度をとることになる。第一の態度は法を小心翼々と尊守する態度である。しかしこの場合には、グループ機能は足かせをはめられ、法は足かせとなる。第二の態度は、グループは法を無視する態度、又は法の解釈をゆがめて法を利用する態度である。しかしこの場合には、会社指揮者は不愉快な目にさらされる。(例えば仏一九六六年会社法一〇一条以下の規定に違反することになったり、決定が取消されたり、権限や会社の財産、信用の濫用のなどで刑事責任を追及されたり、破産の場合には会社の負債につき個人的に責任を負わねばならないかも知れない)

次に局外社員 (les associés hors groupe) にたいしも不都合である。彼らの基本的権利、即ち議決権、配当請求権、残余財産分配請求権等は、全く中味を空にされ意味をなさなくなってしまい、うるさい。例えば、会社グループの指揮者が、グループ内の一會社がグループの発展に寄与せずと判断し、従つてその会社自身の発展を制限し、その会社の実現する利益をシステムチックに支配会社 (sociétés leaders) の方に移転させその会社の発展に必要な投資、社内留保 (auto-financement) 等を行わず、要するにこの会社の実質 (substance) を空にしてしまう場合は、この会社の局外株主は継続的にその配当を制限されその株式価値の侵蝕にさらわれるといふことになる。(そして、これに対し現行法は十分に保護機能を發揮し得ない。)

これらに被支配会社の債権者や従業員 (personnel) や局外社員と同様の危険にさらわれるといふことだ。

以上にPAILLUSSEAUが、会社グループ法の必要性を語る。(PAILLUSSEAU, Faut-il en France un droit

des groupes de sociétés ? (à propos de la proposition de la loi Cousté) J.C.P. 1971, Doctrine 2401 bis, n° 2

4

～5)。

(4)

なお、本稿で取り扱ふべき法条の立法理由も同様の趣旨の記載がある。

西独株式法における局外株主の保護

西独株式法における結合企業及び局外株主の保護に関する規定は複雑であるが、要約して大まかに言えば多元的方法によつて、即ち支配契約 (Der Beherrschungsvvertrag) のある場合とない場合等を区別して異なる方法で、局外株主の保護をはかりうるべしである。さて西独株式法における支配契約の場合としない場合に分けて、簡単に説明しておきたい。

I 支配契約のある場合

1 支配契約とは、被支配会社又は支配会社が同一会員の会員の権利を置く合意契約 (ein Unternehmensvertrag durch welchen eine AG oder KoAG die Leitung ihrer Gesellschaft einem anderen Unternehmen unterstellt)

である。 (§ 291, Akt G; Hans Würdinger, Aktien- und Konzernrecht, 1973, § 60, I)°

2 支配契約によれば、一方、支配会社 (herrschende Unternehmungen) は、被支配会社の全指揮権 (die Zuständigkeit und Befugnis zur gesamten Leitung der unterworfenen Gesellschaft) を取得し、この指揮は取締役 (Vorstand) に対する指令 (Weisung) によるものである。この指揮は被支配会社に対し不利益となる場合にも適用されるが如く

（§ 308 Akt G; Würdinger a.a.O., S. 284)°

3 支配契約には、他方において、被支配会社の局外株主 (及び債権者) 保護の為の保証 (Garantien) が通常的と結合されてゐる。即ち、支配会社は、支配契約によること、被支配会社の局外株主の利益の為に、株主が選択できる二種の保証、即ち、補償 (Ausgleich) 又は (弊社の) 代償 (Abfindung) を示さねばならない。 (§§ 304, 305; Würdinger a.a.O., S. 288)° 且つの場合、局外株主 (außenstehende Aktionäre) は、原則的では、支配契約締結時よりよほど被支配会社の株主であつたものの内大株主たる被支配会社を除いたもの、であると想定され (Würdinger a.a.O., S. 288)°

(1) 補償

補償 (Ausgleich) によると、支配会社は支配契約によること、局外株主に対するその株式の割引 (eine Ren-

dite) の保証やねばならぬ。されば、保額 (eine feste) やおひやめんこ (ルル) やは株式の額面に基いてある
離れたる種類の配当の支払し、が保証やねむ (例、品マルクの額面にあわるのべく)。又、支配企業自体が株式
会社である場合だ、変動額 (eine variable) 同じ、支配会社の利益に応じた配当やめんこ (§ 304 Akt
G; Würdinger a. a. O., S. 288～289)。やつて、補償の規定のなゝ支配契約は無効 (nichtig) されど、まだ契約
ド根柢の補償が求めだらのやうな場合だ、裁判所が局外株主の申立て基づき補償を決定せねばならぬ (§ 304
Abs. 3 Akt G; Würdinger a. a. O., S. 289 b)。

(2) 代償

又、局外株主の請求に基いてある株式を、支配契約で決定された公正な代償 (angemessene Abfin-
dung) ハシタカえに取得すべく義務が、支配契約に基いて支配企業に出でる。この場合の代償は支配企業の法
形態に応じて異なる。

a 支配企業が独立の、他企業に従属せよ又他企業によつ過半数参股 (Mehrheitsbesitz) やれども、内
國の株式会社又は株式合資会社の場合だ、代償は支配会社の株式やめ (§ 305 Abs. 2 Nr. 1 Akt G;
Würdinger a. a. O., S. 289)。

b 支配企業が、内國に本拠を有する (mit Inlandsitz) 第IIIの株式会社又は株式合資会社による支配やね
か少へとも過半数参加せられてる、株式会社又は株式合資会社である場合だ、代償はの第IIIの上位会社の
株式か又は現金代償 (Barabfindung) ドムヘ達 (§ 305 Abs. 2 Nr. 2 Akt G)。

c 他の全ての場合だ、代償は現金代償やねむ (零ばだ)。支配企業が株式会社又は株式合資会社やうな場合、
又は外国に本拠を有する (mit Auslandsitz) 場合 (§ 305 Abs. 2 Nr. 3 Akt G; Würdinger a. a. O., S.
289～290)。

支配契約に代償の規定が全然無く、又は契約の代償の規定が上記の點と違ひるものやうな場合だ、裁判所が
局外株主の請求に基いてある代償を決定せねばならぬ (§ 305 Abs. 5 Akt G; Würdinger a. a. O., S. 290 c)。

II 支配契約のない場合

支配契約のない場合の局外株主の保護は、従属關係 (Abhängigkeits verhältnis) ハ絶端に縮む (シトム)。即ち、
支配契約のない場合は、従属關係の存在を前提して、従属会社の保護を介して局外株主の保護がはかられておらず、支配

契約の存する場合のように局外株主を直接保護する方法を探つてゐる。そりで、保護規定を説明する前に、従属関係の定義規定を記しておへ。即ち、¹⁾の企業甲が他の法的に独立の企業乙に対し直接間接に支配的影響を及ぼし得る（einen beherrschenden Einfluß ausüben kann）場合、甲を支配企業（herrschendes Unternehmen）、乙を従属企業（abhängiges Unternehmen）とする（=甲、乙間に従属関係が存する）（§ 17 Abs. 1 Akt G.）。（なお、本稿第11、クベト法条の概要、注（ア）（イ）（ロ）（シ）参照）

アド）支配契約のない場合の局外株主の保護に関する新たな規定を記すべく次の通りである。

1 支配契約のない場合には、損害を補償する（ausgleichen）のやなければ、支配企業は、自らの影響を及ぼして（Einfluß benutzen）従属会社にその損害となり得た法律行為（Rechtsgeschäft）を行わせ、又はその損害をいたるやうな措置（Maßnahmen）をとらねばならぬ。（§ 311 Abs. 1 Akt G.）

営業年度（Geschäfts Jahr）の終りまでに補償が実際になされないとあはれ、遅くとも損害が生じた営業年度の終りにおいて、いひにかだぬ利益によつてこの損害が補償されるべきかが決定せねばならぬ。この場合従属会社に対する、補償に割り当てられた利益に対する請求権（Rechtsanspruch）が与えられねばならぬ。（§ 311 Abs. 2 Akt G.）

2 支配企業が、支配契約を締結していない従属会社に対して、その損害となる法律行為を行わせ又はその損害によるよつた措置をとらせながら、営業年度の終りまでに損害を実際に補償せず、又は補償に割り当てられた利益に対する請求権を与えない場合は、支配企業は従属会社に対し損害賠償（Schadenersatz）の義務を負ふ（§ 317 Abs. 1 Akt G.）。

乙の損害賠償義務は、非従属独立の会社の正規の誠実な経営指揮者（ein ordentlicher und gewissenhafter Geschäftsführer einer unabhängigen Gesellschaft）による、同様の法律行為を行ふ又は同様の措置をとつたであらう場合にとどまらず（§ 317 Abs. 2 Akt G.）。

乙の規定は、Wüddinger によれば、事業上のノン・コア（fiktive Konzern）の場合など、株式会社又は株式合資会社が他の企業に従属（abhängigkeit）する全ての場合に適用され、又、乙の規定の立法目的は、支配契約がなく從つてそれに結びついた保護めなむ場合に、従属会社に（したがつて局外株主に）損害を与える

（二）Würdinger a.a.O., § 317 Abs. 1, 2^セ 次の如きが解釈される。即ち、影響を及ぼす（Einflußnahme）

従属会社に損害を生じた場合にばれは該企業は損害賠償義務が生ずるが、したがつての影響力の行使（Einflußnahme）が、他の企業に従属しない独立の会社の経営者（Geschäftsführer）がその経営に際して用ひねばならない注意（Sorgfalt）、おもひてなれなかつた場合に限られる。従つて、支配企業が株主総会の外で従属会社の経営に介入するといふ。支配企業は、非従属独立の会社の指揮者（Leiter）及び従属会社の取締役（Vorstand）と同様の注意を用ひねばならぬ。又、従属会社に対する同様の責任を負はねばならぬ。従つて、影響力の行使は、従属会社の利益に奉仕せねばならないこととなる。（Würdinger a.a.O., S. 297 4; 但し、株主総会において、議決権を用ひて従属会社の損害にならぬよう懸念を及ぼした（Einwirkung）場合にば、その決議が取消され得るといふことなる（§ 243 Abs. 2; Würdinger a.a.O., S. 297. 4）。

（三）Würdinger によれば、支配企業が従属会社に損害を生じた場合（Schädigung）が、客観的に違法（rechtswidrig）である。この違法性は補償により適法化され、補償は賠償よりも損害を減少せらるゝからである。従つて、支配会社の損害賠償義務は、「損害全額の補償がなされなければ免除されない」（Würdinger a.a.O., S. 297. 3. b., S. 298）。

(5)

会社グループに関する特別法の先例

会社グループに関する特別法には、一九七一年の時点ですべて次の一〇条があげられる。

1 まず実法定化されたものとしては、一九六五年の西独株式法（Aktiengesetz vom 6. September 1965）がある。

2 次に、まだ実法定化されていないが、法案として上程されたものゝ一つ、即ち、Sanders 教授のわざらる作業グループの作成したヨーロッパ株式会社法案（le projet de statut de société anonyme européen）があり、これは中に会社グループ法を含む（これが一九六六年に作成され、一九七〇年にヨーロッパ共同体委員会 la commission des Communautés により採択され、参事院 conseil に送付されたものである）。ヨーロッパの法律では、本稿でも述べたが、これまでクステ法案である。

そして、これらの法案の解決しようとした根本問題は、会社グループの利潤と、会社グループの生産性をいかん

「」が示すところが本法の題名である人々（即ち、国外株主、債権者、従業員等）の利益をいかに調和させるか
がねらいだ法律である (PAULUSSEAU, op. cit., no 9)。

(2) proposition n° 1055 déposée le 9 avril 1970 et proposition de loi n° 52 déposée à nouveau le 12 avril 1973 (Michel de Juglart et Benjamin IPPOLITO, Droit Commercial, deuxième volume, 1975, p. 1053); Proposition de loi sur les groupes de sociétés et la protection des actionnaires et du personnel (Faculté des sciences juridiques de Rennes, Association française des juristes d'entreprise et Centre de droit des affaires de Rennes, «droit des groupes de sociétés» (Librairies Techniques) 1972, p. 243)。
たる PAULUSSEAU の著書は | 大日本 | 欧米 | 中国 | 國際議会の事務局 le bureau におけるべきだ
ルボウ (PAULUSSEAU, op. cit., no 8)。

第二章 クバーフ法案の概要

クバーフ法案は立法理由書 (Exposé des motifs) 及び法案の部分 (Proposition de loi) と分けてある。法案部分
は、九章、三十六ヶ条より成る。各章のタイトルによると法案の範囲を示す次の通りである。

- 第一章 「定義 (Definitions)」(第1条から第5条まで)
- 第二章 「存在及び隸属の認定と争訟 (Contestations d'existence et d'appartenance)」(第6条から第10条)
- 第三章 「公認 (publicité)」(第11条から第14条)
- 第四章 「局外株主及び局外社員の保護 (protection des actionnaires et associés externes)」(第14条から第111条)
- 第五章 「加盟会社における利権分配の方法と労働者の保護 (protection des travailleurs participant aux fruits de l'expansion dans les sociétés affiliées)」(第112条)

第六章 「加盟会社債権者の保護 (protection des créanciers de la société affiliée)」(第115、116条)

第七章 「指揮命令 (Les ordres de direction)」(第117条から119条)

第八章 「グループ及び集中裁判所 (La Cour des groupes et concentrations)」(第111条から第113条)

第九章 「総則 (dispositions générales)」(第114条から第116条)

本稿では以下、局外株主及び局外社員の保護の見地より第4章を中心として、クステ法案の概要を述べる。

1 もう一方において、加盟会社の商業登記簿 (register du commerce de la société affiliée) はグループに属する人の登記 (l'inscription) がなさればグループに属する人の離職 (l'arrêt de la Cour) がなされた時より1ヶ月以内に、支配会社は加盟会社の局外株主又は局外社員に対し、退社規定 (1^{er}) に定まる条件での退社(権)を提案せねばならない (la société dominante doit proposer aux actionnaires ou associés externes de la société affiliée le droit de retrait aux conditions arrêtées dans un règlement terminal.) (第114条)。しかし、他方に述べたように退社規定と一緒に、補償を選択すべきであるが、加盟会社の局外株主又は局外社員に対して提案され (L'option pour l'allocation compensatrice est offerte) ない、退社規定と一緒に公示される (est publiée) (第115条第一項)。要するに、支配会社は、グループの存在の確認後一定の期間内に、局外株主又は社員に対して、退社規定に定まる条件で会社を退社するか、又は会社に留り毎年の補償を受けらか、の二者選択を提案かつ公示しなければならないのである。⁽ⁿ⁾

しかし、退社規定の公示 (publication) 従つて内に退社規定の適用を請求しない加盟会社の局外株主又は局外社員は、離職・若しくは利潤に対する持分 (leur part dans les bénéfices) の代りに又はそれらと共に、年々の補償を請求する権利 (droit...à une allocation compensatrice annuelle) を持つことになる (第116条)。

2 ルの場合の、「支配会社」「加盟会社」「グループ」「戻外株主又は社員」については定義規定がある。

(1) 支配会社、加盟会社及びノルマ、次のとおり定義される。即ち、1つの会社甲が他の1つの会社乙に対する
ノルマ直接間接に事實上の又は法的手段を用いて意思決定をなし得るだけの影響力を有する場合 (Quand une
société dispose sur une autre société d'une influence lui permettant d'exercer dans celle-ci, directement ou
indirectement, par des moyens de fait ou de droit, le pouvoir de décision.)「母・子会社 (société dominante)
ノルマを加盟会社 (société affiliée) ノルマ (第一条)。

セレム、ある会社が他の会社にあらじ議決権 (droit de vote) を与へる場合、兼ての会社は
第一の会社に従属する (dépendante) ノルマ (第一条)。

又、ノルマの会社間の従属關係 (le lien de dependance) は、会社間の加盟契約 (contrat dit d'affiliation) による
もの、有効に成立したもの。ノルマの場合には本法が適用され、又、契約の形式 (modalités) は命令 (décret) による
定められる。加盟契約は、支配会社及び加盟会社の特別株主総会による承認された (être approuvé) ノルマ (第三条)。

(2) 次にグループは、次のとおり定義される。即ち、結合された統一的指揮の下に立つ支配会社と加盟会
社 (Les sociétés dominantes et affiliées réunies sous une direction unique) は、1つの会社 (groupe) が
形成する。グループは法人格を有しない (第四条)。

(3) 最後に、局外株主又は社員は、次のように定義される。即ち、支配会社との利害關係 (intérêts) を有する
ノルマ加盟会社の株主又は社員は、局外株主又は局外社員と呼ばれ (sont dénommés actionnaires ou associés ex-
ternes) (第五条)。

「グループに属するとの登記がなされた……時より一ヶ月以内」……」 へど、法案第一一条に「グループと結合された複数の会社は、グループ形成の月に、それぞれの商業登記簿の登記記載中にグループの記載(mention du groupe)を書かれたままで、共同申請をやる（グループからの離脱又はグループの解体の場合も又同様）」。

4 グループに属するとの規定による加盟店会社商業登記簿への登記の時より一ヶ月内に、の意味である。

グループに属するとのを確認する判断とは、法案第六条に、「グループの存在又はある会社がグループに帰属する」と闇やみ論証 (contestation) だ、本法第八章により設立されたグループ及び集中裁判所の専属管轄に属す (relèvent de la compétence exclusive de la Cour des groupes et concentration)」へどり、この裁判所の確認判断のいふと思われる。

5 退社規定 (règlement terminal)

次に、退社規定は、支配会社が局外株主又は局外社員に対し提案する退社の条件、即ち加盟店会社株式の譲渡の条件を明定しなければならないが、法案第一五一条はこの退社規定の内容を場合を分けて次のように規定している。即ち、

「支配会社が、本拠 (son siège social) 又は本國 (France métropolitaine) 又は海外の県及び領土 (dans les départements et territoires d'outre-mer) を有する、他の会社に従属しない株式会社 (une société anonyme) 又は株式合資会社 (une commandite par actions) である場合は、退社規定は、加盟店会社の株主又は社員に於ては、支配会社の株式又は彼等の株式又は持分との交換の申し込みより成る (sera constitué par l'offre au...de l'échange de leurs actions ou de leurs parts contre des actions de la société dominante)。

逆に、支配会社自身、又は本國又は海外の県及び領土に本拠を有する他の株式会社又は合資会社に従屬する

場合だ、總社規定は、この後者の株式又は現金代償のうちどちらかを選択すべきかを提案せねばならぬだ、(devra offrir le choix entre des actions de cette dernière ou une indemnité en espèces)。

支配会社が本拠を外国に有する株式会社もしくは株式合資会社である場合、又は支配会社が人的会社(une société de personnes) である場合は、加盟会社の株式の全部又は一部が望む所あらず、總社規定は希望株主に於ける現金代償を命ぜられが かかる (pourra comprendre une indemnité en espèces)。

この場合、第一項及び第二項の場合には、提案内容は強行的と捉えられること (cela sera constitué par.... pourra offrir un résultat à ce) が、第三項の場合には、「總社規定は現金代償を命ぜられたが、かかる (pourra comprendre)」と規定してしまはれど、従つて、されば、他のものと併せて同一の形で、少くとも

支配会社が本拠を外国に有する株式会社又は株式合資会社である場合には、支配会社の株式を命ぜられた趣旨であることがなる。

6 補償 (allocation compensatrice)

補償の内容は二通りだ、次のよへと規定せらる。

補償は、加盟会社の過去の利潤 (rendement) 及び加盟会社の将来の見込みに基いて定めた (établi)、加盟会社が独立してこられたる株主又は社員が期待し得た額 (montant) にドアリード付近に、年毎の一定額 (montant annuel fixe) によって成る (第111条第1項)。

補償は、支配会社の将来の盈余又は利潤 (dividendes ou bénéfices) に比例して決定 (être stipulée) される (第111条第2項)。

従つて、定額の場合と支配会社の業績に応じて変化する場合の一種類あるとする。

7 債務者は誰か、については次のよう規定される。

退社規定より生ずる義務 (obligations) は、支配会社が加盟会社の局外株主又は局外社員に対し直接に負担する債務 (dettes) である (第一八条)。この場合支配会社が、退社規定により提供すべき株式を入手する為の条件は、ドクタ・モン・モンセーヌ・ド・エ (décret en Conseil d'Etat) による規定される (第一九条)。

これに対して、補償の債務者(debitrice)となるのは加盟会社のみである (第一一〇一条)。但し、支配会社はこの補償 (sa distribution) に必要な資金を加盟会社に供給する義務を負う (Les fonds....lui sont obligatoirement fournis par la société dominante.) (第一一〇一条)。

8 退社規定又は補償に対する異議

加盟会社の株主又は社員は、全て、退社規定に対する公示後一ヶ月の間に異議を申立てる (contester) し得る (第一六条第一項)。この為に、加盟会社の株主又は社員はグループ及び集中裁判所 (la Cour) に対する交換比 (le rapport d'échange) 又は代償額 (le montant de l'indemnité) を確定する職務を有する一人の会計監査役 (commissaire aux comptes) の選任を請求せねばならない (第一六条第一項)。この請求は、同裁判所の公報 (le Bulletin officiel de la Cour) に公示されねば (第一六条第二項)。一人の会計監査役間で意見の不一致がある場合は、同裁判所が裁定す (statue) (第一六条第四項)。そしてこの手続の費用は、加盟会社の負担とされる (第一六条第五項)。退社規定を記載した判決 (Les arrêts de la Cour portant règlement terminal) は同裁判所の公報に公示され (第一七条第一項)、この公示後六ヵ月内は、全ての株主又は社員は退社規定を記載した判決の利益を要求 (réclamer le bénéfice de l'arrêt) し得る (第一七条第二項)。

補償に対して、加盟会社の株主又は社員はそれぞれ異議を申立てるとが可能 (第一一一条第一項)、この異議

申立ては、同裁判所 (la Cour) に対してなされ退社規定の手続並と同様の手続で裁定される (est tranchée) (第一二一条第一項)。

9 指揮命令

支配会社が上述の局外株主及び局外社員の保護規定並びに若干のその他の規定に従つた (s'est conformée aux...) 場合には、加盟会社は、支配会社の指揮命令 (les ordres de direction) を実行せねばならなくなる (第一一七条第一項)。但し、加盟会社は、指揮命令の実行が刑法又は公序 (l'ordre public) に反する場合 (affiliation) 又は加盟契約 (contrat d'affiliation) がある場合にその契約に反する場合には、指揮命令を拒むことが認められる (第一一七条第一項)。

又、指揮命令は、支配会社のその権限のある機関 (les organes qualifiés) からの加盟会社の権限ある機関に対するのみ与えられる (第一一八条)。そして、指揮命令の実行に加盟会社の業務監査役 (conseil de surveillance)、株主総会その他の機関の同意 (agrément) を要する場合の同意が拒否され又は相当の期間内に与えられなかつた場合は、支配会社は指揮命令をへり返す (réitérer) ができない場合の場合は指揮命令は同意なしに実行されねばならない (第一一九条)。

そして上記第一一七条第一項に規定される場合を除いては、指揮命令の実行が加盟会社に損害をもたらした場合でも、加盟会社の指揮者 (dirigeants) は指揮命令実行の指揮者 (chef de l'exécution) の責任を負わない (第一一〇条)。

(一) 「退社規定」 ふじか訳語及び

本稿では règlement terminal の翻を「退社規定」 ふじかが、「ねじは terminal が通常、「末端を形成す」 (qui forme l'extrémité de quelque chose)」 の意 (例へば Bourgeon terminal = 棚の先端に出た芽) が、又は「最後の部

分を形成する (qui forme la dernière élément)」の意 (アバランチ letter terminal d'un mot = 1 の標準の最後の文字) を用いたりするものもある (v. Dictionnaire alphabétique et analogique de la langue Française, par Paul ROBERT, (1964). 6; Petit ROBERT 1, 1977; LOCOS, grand Dictionnaire de la Langue Française, Tome III, 1976; Dictionnaire du Français contemporain (Larousse))。即ち、本稿では、「(règlement) terminal」を「今より継続して来た株主 (なまし社員) 地位の末端を形成する (規定)」の意と解し、あるいは「これまでの株主たる社員の地位が終つた (＝既社員)」いふにしたがて「規定」 (règlement terminal の記語) として「(規定)」の語を用ひたのやうだ。

あるうえ terminal として標準だ、 terme (期限) と聞かれる形態論じて「期限せらる」の記すかわらぬ者え方あるかみせた。確かに、永遠は過社権を行使されたのでは困るから règlement terminal は期限のやうなわればだらん。又、事業、クステ法案第10条による règlement terminal の公形後川々四箇との適用を講求したかうた局外株主たる社員は自動的に過社やあくなつて補償終了の取扱いに付たる規制がなつてゐる(cf. Louis Rey, «Projet de protection des associés et créanciers des groupes de sociétés en droit français», Faculté des sciences juridiques de Rennes, Association française des juristes d'entreprises et Centre de droit des affaires de Rennes, droit des groupes de sociétés (analyse-propositions) (Librairies Techniques) 1972, p. 175~176)。又、同じくも規制 terminal は「終期せらる規定」 (終期せらるの規制) である。たゞ、terminal として標準だ前段の「期限せらる」の意味には「期限せらる」の意と見てよい、「期限せらる」の意とは限らぬだらうと思ふ。又、「期限せらる」の意味には「à terme」 ある、「affecté d'un terme」 ある、の二種類であるが、後者 (ex. des droits à terme 期限付の権利) Le créance à terme, droit de créance affecté d'un terme extinctif 期限 (終期) をもつた権利 obligation à terme, obligation affectée d'un terme 期限付の債務 (期限権) 等々。v. Jean CARBONNIER, Droit civil 1, 1975, (Presse universitaire de France) n° 44, p. 195; Alex WEILL, Droit Civil, les obligation (Dalloz) 1971, n° 867, 885, 887.; MAZEAUD et MAZEAUD, Leçon de Droit Civil, tome premier (Édition Montbrestien) 1972, n° 255)。又、règlement terminal は標準的な規制として終期が問題だのやあなかむ。この期限に関する表現を用ひるが如き、「期限せらる」 から出確に「終期付の」 ある

う表現、「à terme [extinctif]」を用いた筆者も思われる。この点も興味あるが、「期限の規制」よりも「臨むべき」といふ表現の方が「期限的」よりも思われる。

(2) PAULUSSEAU, Faut-il en France un droit des groupes de sociétés (à propos de la proposition de loi Constitution, J.C.P. 1971, Doctrine 2401 bis), n° 24.

(3) 同社規定の公示

退社規定の公示を直接要求する条文はみあたひなかつたが、本文に記した法案第110条の他、法案第155条第4項によつて、「退社規定の公示方法 (Les mesures de publicité)」は「タレ・トノ・ヒヤイド・トタヤロ」へと規定されてゐる。つまり、第一項において「補償を選択すべきか否か……退社規定と共に公示される (est publié avec lui)」となつてあるからこそ、退社規定が公示されることが要求されるべきである。

（4）（5）（6） 支配会社・加盟会社関係（従属関係）

従属関係と支配会社・加盟会社関係

クスト法案第一条では、「支配会社 (société dominante)」及び、「加盟会社 (société affiliée)」へと用語が用ひられてゐるに対し、同法案第一条では「従属する (est présumé) dépendante」へと用語が用ひられ、又同法案第三条では、「(会社間の) 従属関係 (le lien de dépendance)」へと用語が用ひられてゐる。これらの用語の関係はいかなるものなのであらうか。文言のみからは必ずしも明らかではないが、立法理由書等を参照すれば次のように解すべきである。即ち、第二条の「従属すると推定される」は「加盟会社と推定される」の意であり、第三条の「従属関係」とは「支配会社・加盟会社関係」の意味と解すべきである。¹⁴⁾このように、この二つの理由は、まず第一に、同法案の立法理由書において従属会社 (société dépendante) へは加盟会社 (société affiliée) のことであり、ただ前者の用語法では軽視感を生ずる恐れがあるのをタヌカ法案は後者の用語を用ひたのである。説明があなじむ。並びに、同法案第一条、第二条の内容及び位置関係から考えて、第一条の「従属すると推定される」は「加盟会社と推定される」の意と解されるものと思われるからであり、第一項の「一方、グループの定義規定である同法案第四条においては、グループとは「結合された統一的指揮のもとに立つ支配会社と加盟会社」が形成する

ものである旨定義されているが、他方、同法案の立法理由書によれば、グループの要件は、従属関係と統一的指揮の二つであると説明されており、従属関係とは支配会社と加盟会社の関係と解されるものと思われるからである。

2

法的に独立した会社間の、独立の意思決定可能性 従属関係（ないし支配会社・加盟会社関係）についてはクステ法案において、本稿本文で記したように定義されているが、この従属関係という観念は結局、法的に互に独立した会社間に、「一方が他方において独立の意思決定をしない」という関係がある場合のことを意味するものと思われる。以下この観念について分説する。（なお、クステ法案立法理由書によれば、この観念は、経済学より直接引き出したほとんどそのままの観念 notion directement tirées de l'économie, à l'état quasiment brut であるとのれ、又このような定義の形をといた興味は、法制度が柔軟性を失わずその発生基盤たる社会 (où il est issu) と接触を保つ為には、単純な基礎観念 (notions de base simple) を用いるべきであり、従属関係も詳細に定義することは望ましくない、とする考え方があらうである。）

(1) 会社の法的独立性

まず第一に、言うまでもなく、クステ法案の従属関係は法的に互に独立した会社間の関係であり、加盟会社が法的独立性を失うことはないものと思われる。

この理由の第一は、支配会社・加盟会社の定義規定であるクステ法案第一条において「一つの会社 (une société) が他の「うの会社 (une autre société) の上に……後者において意思決定をなしうるだけの影響力を有する場合……」と規定しており、この文言より支配会社・加盟会社それぞれの法的独立性が示されていると考えられる。この、及び同法案第四条では、支配会社と加盟会社が結合され統一的指揮の下に立つときはグループを形成するがこのグループは法人格を持たない旨規定されており、これは支配会社・加盟会社自体は（グループを形成する以前はもちろんのこと、グループを形成した後でもなお）法的独立性を失わなくなることを示すものと考えられることであり、理由の第二は、同法案の立法理由書において、従属関係という観念は（経済学より直接引き出したほとんどそのままの観念であるが、ただ唯一の法的要素として）「法的独立性 (l'autonomie juridique)」という要素を含んでいた旨及びもしそうでなければ従属でなく合併 (fusion)となってしまう旨の説明がなされていることであり、理由の第三は、クステ法案の手本となつたとされる西独株式法の第一七条も従属企業とは法的に独立した企業

(rechtlich selbständige Unternehmen) はたる規制によるもの (Hans Würdinger, Aktien- und Konzernrecht, 1973, S. 257 c)).

(2) 意思決定可能性

第二に、ある会社甲との他の会社乙の間に従属関係が存し甲が支配会社、乙が加盟会社となる為には、甲が乙において現実に意思決定をしてくることは必要でなく、ただ、甲が、直接又は間接に法的又は事実上の手段を用いて乙において意思決定をなし（これで、甲が自分の内部で意思決定する場合と、外部から乙に影響を与えて自己の意思に従つた意思決定をさせる場合の両者を含む）得る、（影響）力を乙に対して有すれば足りるものと思われる。即ち、意思決定可能性で足りるものと思われる。その理由は次の通りである。即ち、

第一の理由は、クステ法案第一条の文言が「一つの会社が他の一つの会社に対し、後者において直接又は間接に事實上の又は法的の手段を用いて意思決定をなし得るだけの影響力を有する場合 (Quand une société dispose sur une autre société d'une influence lui permettant d'exercer dans celle-ci, directement ou indirectement, par des moyens de fait ou de droit, le pouvoir de décision.)」¹⁾ である。²⁾ これがもとより解すべきであるが、及び、クステ法整理由書³⁾ 従属の觀念は優越的影響 (influence prédominante) による経済学上の觀念と同じものである (se confond avec) が、ただ、その可能性 (potentialité) の点で十分である、即の説明がなされてゐる。つまり、同理由書によれば、この従属関係は、資本參与 participation や企業間契約、ト請契約等の法的手段により生ずるものであり、經營者の同一性等の事實上の要素に基いていなければならない。

第二の理由は、乙の規定の手本となりたられる西独株式法を参照する所のやうに解すべきであるが、ある。即ち、西独株式法第一七条一項は、従属關係について、「従属企業 (abhängige Unternehmen) は、法的に独立した企業であるが、それに対し他の企業 (支配企業 heischendes Unternehmen) が直接、間接に支配的影響を及ぼし得る (einen beherrschenden Einfluß ausüben kann) ようである」と規定してあるが、乙の規定の解釈として、必ず、支配的影響を及ぼし得る時には既に従属關係が存するのである、現実の影響を及ぼすことを必要でない、とされたる。これに対し、ハッセルンが存する為には、統一的指揮 einheitliche Leitung が可能

やあるだけでは足らず、現実にその指揮がなされねばならない必要であるからである。(Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz, Band I, S.77; Würdinger, a.a.O., S.257, d), S.256, b)。次に、この支配的影響を及ぼす可能性は、一つの企業が他の一つの企業を自己の意思に従わせ得るとき(= wenn ein Unternehmen ein anders veranlassen kann, sich seinem Willen zu fügen)存する、これが(ebd.)。(但し、この、意思に従わせ得る様は問わない)。即ち、会社の内部やその意思決定をなし得る場合であると、外部からの影響(Einwirkung)しうる場合であると問わない。又、それが法的関係に依存しようと事実上の関係に依存しなければ問わないけれども(ebd.)。従つて西独株式法において、「支配的影響を及ぼす」ならば「自己の意思に従わせる」と(=直接又は間接に意思決定をなすこと)であり、従属関係の存在する為には、その可能性が存すればよしとなると思われる。

(3) 独立の意思決定可能性

クステ法案における従属関係が支配会社の加盟会社における意思決定可能性であることにいっては、(2)において説明した通りであるが、これはさひに、独立の意思決定可能性であること、即ち、支配会社が単独で(又は少くとも他の加盟会社その他その支援を受け得ることの確実な第三者の支援を得て)加盟会社の意思を決定しなうとする必要であり、自己の意思を貫徹する為にその支援の確実でない第三者に頼らねばならぬような場合、ではないならないものと思われる。

その理由の第一は、支配会社・加盟会社の定義規定であるクステ法案第一条が、「一つの会社(une société)が他の一つの会社の上に……意思決定をなしうるだけの影響力を有する場合は……」と規定しており、この文句から單一の会社による意思決定可能性を前提しているように思われるからである。その理由の第二は、クステ法案の手本としたとされる西独株式法第一七条も「他の一つの企業(支配企業) ein anderes Unternehmen(herrschendes Unternehmen)が……支配的影響を及ぼし得る……」と規定しておる、かげの解釈として、従属関係が存する為には、一つの企業が他に依存せず他の企業に支配的影響を及ぼし得る場合(wenn das eine Unternehmen selbständig beherrschenden Einfluß auf das andere ausüben kann)でなければならず、自己の意思を貫徹する為に、その援助を受けることが確実ではない第三者は頗る心ざだいのような場合であればだんだんとそれが出來る(Godin Wilhelm, a.a.O., S.78; Würdinger a.a.O., S.257)。従属関係の条件として、一つの企業が、単独

で、(又は少くともその援助が確實な第三者の協力を得て)他の企業を自己の意思に従わせ得るといふが必要とされ
てゐる。アリ。

(7) 統一的指揮 une direction unique

統一的指揮については、条文中直接にその意味を明らかにするのは見当たないようである。しかし、クステ法案の立法理由書によれば次のように説かれてある。即ち、

a 統一的指揮の観念は経済的統一 (unité économique) の観念に結びついて。

b 統一的指揮とは、法的には独立して、何れもノーハーモニーに服する複数の会社 (et l'ensemble de sociétés, 多数の権利の実体) を貫る

実現される意思決定の統一性 (l'unité de décision qui s'exerce à travers les entités de droits multiples que sont les sociétés juridiquement autonomes soumises au contrôle) である。(v. PAULUSSEAU, op. cit., n° 15)

c 指揮の統一性 (l'unité de direction) (=意思決定の統一性) ものがある。グループの存続活動中グループの經營を指導しかり全体的利益の實現よりグループの経済的統一性を確保する種々の指揮命令 (les directives) が用いられる
ことである。

(なお、クステ法案第一八条は、指揮命令 (les ordres de direction) は、支配会社の権限ある機関 (les organes qualifiés) から加盟会社の権限ある機関に与えられねばならぬと規定しているが、これは同法案第四条の統一的指揮 (une direction unique) のいふではないと思われる。なぜなら、まず第四条のグループ成立の為の条件 (統一的指揮の存在はその一) その他より成る要件が満たされたときにその効果として、加盟会社には支配会社から受けける指揮命令に従うべき法的義務が生じるが、(法案第一七条) 上記二八条はこの効果部分の指揮命令に関するものであつて、この義務を生ずる要件を構成する法律事実の一いづれも第四条の統一的指揮に関するものではないと思われるからである。第四条の統一的指揮は第二八条の拘束を受けず、もつと多くの形でなされてもよいものと思われる。又、クステ法案の立法理由書によれば、この法案は一九六五年西独株式法(及び一九六七年ヨーロッパ共同体会社法草案)を参照に作られたものであるかい、この点につき西独株式法における解釈を参照するのは有益と思われる。アル。) グループの定義に関するクステ法案第四条「Les sociétés dominantes et affiliées réunies sous une direction unique forment un groupe (結合され統一的指揮の立つ支配会社と加盟会社はグループを形成

ナリ」 は、株式会社の意味で、第一八条第1項の第1号「Sind ein herrschendes und ein oder mehrere abhängige Unternehmen unter der einheitlichen Leitung des herrschenden Unternehmens zusammengefaßt, so bilden sie einen Konzern (「(主導企業と)他の企業の從属企業は、同種の組織が統一的指揮の下に存在するが、(主導企業を形成する)」である點がわかる。) すなはち「Sind.....unter der einheitlichen Leitung zusammengefaßt (統括された統一的指揮の下に立つ)」の意味であるが、前提上次の二つの誤かれてる。
Nº. 五、

- 1 統一的指揮は、各ノハシルン会社の営業活動 (Geschäftsführung) によるもの全体又は重要な領域における、計劃的に (意思) 決定的影響が及ぼされる (ein bestimmender Einfluß.....plamäßig ausgeübt wird) 場合に、存ナリ。支配契約 (Beherrschungsverträge) や隸入 (Eingliederung) のたゞあるが、上位会社 (die Obergesellschaft) が、ハレハレノハレノに属する企業の意思決定領域 (Entscheidungsbereich) 例えば投資政策、人事政策、販売政策、財務政策等に影響を及ぼす (bearbeiten)、又はノハシルンに属する企業を監督 (Kontrolle) する場合には、指揮 (Leitung) がここで語られるがやむ。統一的指揮は、各会社の経営上、自主性を残し、ただ商業政策 (例えば投資) の大綱 (Linien) 及び他の原則的問題 (grundätzliche Fragen) のみを統一的視点より同調させる場合にのみ、存ナリ。
- 2 個々の企業の經濟的独立性 (wirtschaftliche Selbständigkeit) を保つべからず。統一的指揮は、統括された複数の企業が統一的計画に従ひて (nach einheitlichem Plan) 運転されるべきを指揮ナリ。

- 3 指揮を行ふことが可能なだけではなく、指揮が現実に行はれる (tatsächlich ausgeübt werden) がせだない (Godin-Wilhelmi, a.a.O., S.85; Würdinger a.a.O., S. 260 d)。 (たゞ、Zusammenfassung (統括) といへば、次の如くに説かれん。即ち、「既成の帶 (ein die Unternehmen zusammenhaltendes Band) が必要である、この帶が統一的指揮の存在を保証し、企業の分離による統一的指揮の崩壊を永続的に防ぐ」ものである。この帶は參股 (Beteiligung) による場合がある、(Godin-Wilhelmi a.a.O., S.87)。) たゞ、「Sind.....unter der einheitlichen Leitung zusammengefaßt」 が、「統一的指揮による統括である」の意ではなくて、「統一的指揮とは別の帶による

より総括され、それにより統一的指揮が可能となり、現実の統一的指揮のもとに立つ」の意に解すべきことになると。したがつて訳も「統一的指揮のもとに総括される」でなく、「総括されし」、「統一的指揮のもとに立つ」と訳した。

（二）から又、クスト法案の「.....réunies sous une direction unique」が「統一的指揮のもとに結合された」などと、
「結合され統一的指揮のもとに立つ」と訳した。

上記したところと注(4)(10)(16)従属関係につき述べたところを考慮すれば、「支配会社と加盟会社が結合され統一的指揮の下に立つ」とは、「結局、次のようにまとめたことができると思われる。即ち、「支配会社、加盟会社を通じて現実に統一的意、意思決定がなされる」と。詳言すれば、支配会社が加盟会社の経営の全体又は重要な領域において従属関係の要件たる「意思決定可能性」における「意思決定」を現実に行い、即ち、支配会社が加盟会社において直接又は間接に法的又は事実上の手段を用いて現実に意思決定を行い（これは支配会社自ら加盟会社内部で意思決定を行う場合と、外部から加盟会社に影響を与えて自己の意思に従つた意思決定をさせる場合の両者を含む）、その結果支配会社と加盟会社のそれぞれの意思決定が統一性を有することになりしたがつて又、支配会社と加盟会社はそれぞれ、法的には独立性を保有するが、経済的には独立性を失い統一性を有するに至ること、である。

(8) 法案第一四条の文言は、「本法第一一条により規定される記載(mentions)の加盟会社の商業登記簿への登記、後一ヶ月内に……」となつてゐる。

なお、第三章公示(publicité)と題して、第一一条の他に以下の条文がある。

(第一二条) 会社は全て、その年次報告(rapport annuel)において、自己がグループに属していること及び自己と他の会社との支配又は従属の関係を、記載(Faire mention)なければならぬ。これらの諸関係が全くない場合は、その旨の記載を年次報告においてせねばならない。

(第一三条) グループ内の支配会社は全て、ドクタ・アン・コンセイユ・デタの諸規定に従つて、グループに関する年次連結財務諸表(des comptes annuels consolidés)及び年次報告を作成せねばならない。

※注(11)参照

(9) グループ及び集中裁判所

クステ法案第二章には「存在及び帰属に関する訴訟 (Contestations d'existence et d'appartenance)」と題して第六条から第一〇条の五ヶ条があり又第八章には「グループ及び集中裁判所 (Cour de groupes et concentration)」と題して、第三一一条から第三三三条の三ヶ条がある。これらの条文は次の通りである。

第二章 存在及び帰属に関する訴訟

(第六条) グループの存在又はある会社のグループに帰属するか否かに関する訴訟は、本法第八章により設立されるグループ及び集中裁判所の専属管轄に属す。

(第七条)

(a) グループに属するか否かが係争中の (en cause) 会社 (sociétés)

(b) これの会社あるいは社員又は株主が少くとも会社資本の 10%を保有するときは、その社員又は株主 (actionnaires ou actionnaires)

(c) 当裁判所附の検事長 (Procureur général près la Cour)

に対する確認訴権 (action déclaratoire) による当裁判所に提起される。

(第八条) グループの存在又は会社がグループに帰属するか否かに関する訴訟が通常の司法裁判所又は行政裁判所 (une juridiction de l'ordre judiciaire ou administratif) に提起され、かつ、この裁判所が、判決を下すにはこの点で開かれ判断 (décision) が必要であると考へるときは、この裁判所は先決問題として当裁判所の判断をおおがねばならない (est tenue d'en saisir la Cour à titre préjudiciel)。
※

(第九条) 前記諸条文に期て論ずるは移送 (action ou renvoi) 並びにアクシ・トゥ・リセイユ・ド・タにより起まる期間と形式 (modalités) はムル・レ・裁判所の公報 (Bulletin officiel) によるとれども第七条の確認訴権を有する者の当裁判所における参加手続 (une procédure d'intervention) は同ドクメントに記載される。

(第十条) 本章において規定された訴訟に関する当裁判所の判决 (les arrêts) は、对世的効力 (l'autorité de chose jugée absolue) を有する。

※法(二)判斷

※autorité de chose Jugée

れねぬ効力や、裁判所が裁定 (statuer) したものは上訴以外の手段によれば再び問題となし得ないから、を意味する。やつて、これは次の積極消極両面を有するにやれる。即ち

- 1° 積極面 (aspect positif) 判決による権利を認められた当事者が、「この判決こそれより生ずる諸利益 (avantages) を享受 (se prévaloir) する」。即ち、判決の強制的表現を請求やかね難む。判決の有する強制力 (la force obligatoire de la sentence dont on peut exiger l'exécution par la force) へ等しきもの。

2° 消極面 (aspect négatif)

これがやあだらじよ。日本では、判決をしてから裁判所が争ひ問題へかねばならないの問題を命ぜ (Alfred JAUFFRET, Manuel de procédure civile et voies d'exécution (L.G.D.J.), 1976, p.124-126; Dictionnaire de droit, tome I. (Dalloz) 1966, p.314;

CATALA et TERRE, procédure civile et voies d'exécution, 1976, p.265; Jean VINCENT, procédure civile, Dalloz, 1976, p.95-105)

したが、ついで、大まかに、民事は、商事は、公債は、裁判所が命令した判決の効力を認めねばならぬ。しかし、これに既判力といふ場合、これは確定判決に付されたものではなくて終局判決に付されたものであり、上訴が可能な場合は上訴により再び問題となれば許さゆるであつて、厳密には上訴の既判力とは異る。又、クロス法提案の場合は確認訴権 (action déclaratoire) の場合であるが、執行力は生じないものと想われる。

この効力は又、同一の請求の趣旨 (objet)、同一の請求の原因 (cause) 及び同一の当事者 (parties) による三重の同一性 (triple identité) の持因しき効力をもつたな相対的たるもの (relative) であるのが原則であつて、例外的に当事者以外の第三種の關係で、絶対又は文書 (absolute) 効力を有する場合があつむが、例、婚姻取消訴訟、国籍に関する判決等) (VINCENT, op. cit., p.102-103)。クベテ法提案の場合などは、この例外的な対世的効力を有するといふことである。これが、

第八章 グループ及び集中裁判所

(第三) 本法により定める職務と権限 (fonctions et compétences) を与えられた、グループ及び集中裁判所 (La Cour des groupes et concentrations) は、1人の裁判官 (juges) から成り、かゝる検事長 (un procureur général) 及び検事 (avocat général) を含む検事局 (parquet) により補佐される (être assistée)。裁判官及び検事局は、十年の期間でテクノ・パラ・トノ・ロハヤイド・ル・リケル (décret pris en conseil des Ministres) による任命され、又その再任を妨げない。

彼らは、最高位の司法官 (magistrats) 及び当裁判所が知らねばならぬ事項にかかる顯著な能力を有しがい独立の身分を有する」とが明らかな人物 (personnalités) の中から選ばれる。(立法理由書によれば、この中には、経済界の人物も含まれるといふが予定された)。

(第三) 裁判官達は、その中から三年間の期限で、裁判所長官を任命する。この任命は更新するといふやうである。

(第三) 裁判所、裁判官、裁判所の組織及び訴訟手続 (la procédure) に関する規定 (le statut) は、トクノ・トノ・ロハヤイド・リタによつて定まる。

※※※ 始(二)後

(1) Louis Rey, op. cit., p. 170~171.

(2) フラン・トノ・ロハヤイド・リタ (Décrets en Conseil d'Etat)

(3) フラン・トノ・ロハヤイド・リタとは、議院 (premier ministre) の起立 (1般的法規範へ) の命令の上に、やあり、その起立にはロハヤイド・リタの總会 (assemblée générale) 又は部会 (section) の議議決定である。フラン・トノ・ロハヤイド・リタは、コントラクト・ヌ・リベニア・トナ・セクション (règlement d'administration publique) と、トクノ・トノ・ロハヤイド・リタ (décrets individuels pris après avis du Conseil d'Etat) と分類され、後者はやむを得ず、トクノ・トノ・トノ・リタ (décrets en forme de règlement d'administration publique) と、トクノ・トノ・ロハヤイド・リタ (décrets pris après avis du Conseil d'Etats) と分類される。

(1)は、その定立が法律 (Loi) により規定されており、この法律を補充する (compléter) 為に定立され、コノセイヨ・デタの総会の審議を要するものである。とは、その定立が法律により規定されたあるが政府のイニシヤティヴにより定立されるもの、及び法律がその定立を規定してあるが法律の補充を目的としないものである、これがコノセイヨ・デタの審議を要する（但し、その総会の審議を要するのか部局の審議で足りるのかは明らかにできなかつた）。とは、(1)と異なり、コノセイヨ・デタの総会の審議を要せず、その部局の審議で足りるものを意味される（但し、その他の点では(1)と同じとなるのかどうか同じとなるのかは明らかにできなかつた）。

décrets とは、上記のドクン・トン・コノセイヨ・デタの他と、同じく首相の定立するドクン・サンブル・ド・ブル・ブル・リバーレー (les décrets simple du premier ministre) 並びに、大統領の定立するドクン・ド・ブランジダハ・ヌカ・ト・ド・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・リバーレー (les décrets du Président de la République en Conseil des ministres) 及びドクン・サンブル・ド・ブランジダハ・ムカ・ト・ド・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ (les décrets simples du Président de la République) があつて、ドクン・トン・コノセイヨ・ドタを除くほとんどのドクンは一般は具体的な、或専門的な任命である。一般的法規範の性質をもたない。

タスクテ法第III 1 条は、タルニア及び集中裁判所の裁判官及び検事局員はドクン・ドリ・トン・コノセイヨ・ド・リバーレー (décret pris en Conseil des Ministres) による任命されるに規定してあるが、このドクン・ドリ・トン・コノセイヨ・ド・リバーレーは上記のドクン・ド・ブランジダハ・ヌカ・ト・ド・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ。

(CORMIOT, Dictionnaire de Droit (Dalloz 1966) Volume I, p.32 acte administratif の項 n° 4~8 特別 n° 4, 6; 国 Volume II, p.48 Loi et Décrets の項 n° 28 及び p.498 Règlement administratif の項 n° 8, 11, 14, 15 参照)

(12) 条文は、「本法第四、第五、第六章の規定に従つたければ……」となつてゐるが、第四章は局外株主及び局外社員の保護規定であり、第一四条から第113条までであり、これについては本文で既述の通りである。第五章は加盟会社における利益分配に参与する労働者の保護規定で第一四条のみがかなり、第六章は加盟会社債権者の保護規定で第115条、第116条の二ヶ条よりなつてゐる。

第五章、及び第六章は、次の通りである。

第五章 加盟会社における利益に参与する労働者の保護

(第一四条) 加盟会社において利益の分配によがる労働者(travailleurs participant aux fruits de l'expansion)を、加盟会社の株主と同様の条件で保護する為に、第四章 (Titre IV) の規定が労働者に適用される。

第六章 加盟会社の債権者の保護

(第一五条) 加盟会社の年次会計 (les comptes annuels) が損失を示したときは、支配会社は、加盟会社の為に、この会計の承認後一ヶ月の間に、この損失と同額の現金による補償 (une transfert compensateur en espèces) を行う義務がある。

(一六条) 支配会社は、加盟会社と連帯して (solidairement)、前会計年度の終了前に生じ、前会計年度の会計 (comptes) の承認後3ヶ月内に支払ひなれなかつた(non réglée) 加盟会社の確定債務(dette certaine et liquide)に就き、第三者に対し、弁済の責に任ずる。

第三章 クステ法案に関する批判、とその考察

クステ法案はフランスにおいて多大の関心を呼び、それに関し多くの論評がなされている。本稿では、以下、フランスにおいてクステ法案についてなされた批判のいくつかを紹介し、かつそれについて我国の立法論に留意しながら若干の考察を試みたい。

一 退社権に関する批判、とその考察

I 退社権に関する、クステ法案のとる要件、効果の分類は不十分であるとする批判、とその考察

(クステ法案第一五条は前述の通り、退社権に関する三つの場合を分け、それぞれの場合に支配会社が、退社の代償として、支配会社の株式、支配会社の支配会社の株式及び現金のいずれかを提案すべき)

(表1)

場 合	支配会社の選択により、提案offreは、少くとも以下の選択肢の二つを含みうる
A—支配会社が上場会社でかつ他の会社に従属していない場合	(1)現金による買取 (2)支配会社株式との交換 (3)支配会社が発行した 転換社債(Obligation convertible)で上場されているもの (4)支配会社が発行した 普通社債(Obligation ordinaire)で上場されているもの (5)他の投資証券(titres de placement)で上場されているもの(株式又は社債)
B—支配会社が上場会社でかつ非上場会社により支配されている場合	A, Bの場合の五つの選択肢の他に (6)支配会社の支配会社の上場株式
D—支配会社が非上場会社で、他の会社に従属していない場合	(1)現金による買取 (4)上場普通社債 (5)上場投資証券
E—支配会社が非上場会社で、かつ他の上場会社 ² により支配されている場合	(1)現金による買取 (6)支配会社の支配会社の上場株式 (7)支配会社の支配会社により発行された上場転換社債
F—支配会社が非上場会社で、かつ、他の非上場会社 ³ により支配されている場合	(4)支配会社又はその支配会社が発行した上場普通社債 (5)上場投資証券

の場合の分類及び退社の代償の分類の上に十分でないとする批判がある。また Rey の批判がそれである。以下その概要を記す。

Reyによれば、退社規定の達成すぐる根本目的は、局外株主又は局外社員に対しその株式と交換に上場流通証券 (titres négociables et cotés en Bourse) が、又それがなれば現金代償 (une indemnité en espèces) を申し出ぬいへばならぬ。従つて取引所上場の觀念は、退社規定の内容を決定するのに本質的である。しかし、したがつて、支配会社が退社の代償として申し出得るものとしては、クステ法案の採る支配会社の株式、支配会社の支配会社の株式、及び現金による代償の他に、支配会社の株式が上場されている場合には支配会社発行の転換社債、全ての会社の上場社債、並びに一社の場合には、加盟会社の上場株式及び、投資証券 (titres de placement) について保有されたら、他会社の上場株式等が命ぜられるべきである。Reyは上図 (表1) の分類を提案している。

(一) Louis Rey, «Projet de protection des associés et créanciers des groupes de sociétés en droit français», Faculté des sciences juridiques de Rennes, Association française des juristes d'entreprises et Centre de droit des affaires de Rennes, droit des groupes de sociétés (Librairies Techniques), p. 171, 179 (以下 Rey せ、やの提案する (本稿本文に記した) 分類表によつて支配会社の置かれ得る種々の状況を調べてみよう。まず、上場会社は、例えクステ法案の意味での支配会社が存する場合でも、被支配会社 (une société dominée) と考えられてはならず、その少數派株主の保護は現行一般法の原則によつてあり、グループ特別法によるものではない。したがつて、支配会社の指揮を受けないはまでも、上場会社の經營はグループの利益の為でなく、それ自身の利益の為に行わねばならない (Rey, op. cit., p. 171)。

PAILLUSSEAU も又、同様の意見を述べており、局外株主の退社権の負担はグループにとり非常に重いので、もしもこの退社権を存続させねばならぬならば、株式の交換又は金銭代償に代えて、加盟会社の株式から加盟会社又は支配会社の社債への転換 (conversion) を用ひたらいがと述べている。そして、これはグループにとり負担が少く、かつ局外株主の保護としては変わらないとしている (PAILLUSSEAU, Faut-il en France un droit des groupes de sociétés ?

(à propos de la proposition de la loi Cousté), J.C.P. 1971, Doctrine 2401 bis, n° 29)^o

(2) 原文では非上場会社となつてゐるが、提案内容との関係から、上場会社の間違ふと思われる。

(3) 原文では上場会社となつてゐるが、提案内容との関係から、非上場会社の間違ふと思われる。

(4) 原文は detenues(保有される)となつてゐるが、番号からみて、A、Bの場合の(4)と同様に、「発行した」と訳した。

（5）「保有する」の意といふが、(5)上場投資証券と重複してしまつたことになる。

2 考察

上述の Rey の批判なし提案について若干考察する。

まず支配会社の立場からやるならば、退社の代償として提案しらるるもの種類が多くなる程、選択の余地が多くなる希望まゝと思われる。特に支配会社の普通社債や他会社の株式、社債を退社の代償として提案してよいことになれば、後述の RODIÈRE の心配する、支配会社の中での交替が起る恐れもなくなる。

次に局外株主の立場より考えるといふであらうか。まず、(a) 加盟会社の経営に興味のない局外株主の場合は、退社の代償としては、有価証券については、その現在及び将来の配当率、処分価値等が関心の中心となり、必ずしも支配会社（なし）し支配会社の支配会社の株式でなければならぬといふことはないと思われる。従つて、退社の代償としては、Rey の提案するような種々のものを認めてもよいであらう。しかし、(b) 加盟会社の経営に興味のある局外株主に關してはどうであらうか。これは場合を分けて考える必要がある。即ち、まず第一に、加盟会社に留まる場合の配当等の補償が十分な場合は、通常、加盟会社の經營に興味ある局外株主は加盟会社に留まるであらうかい、退社の代償に興味を示さないであらう。従つて、退社の代償に種々のものを含ませても問題はないと思われる。しかし第二に、加盟会社に留まる場合の配当等の補償が不十分の場合には、加盟会社經營に興味のある局外株主であつても加盟会社に留まる」とをやめようとするが、もし支配会社（又はその支配会社）に移転して

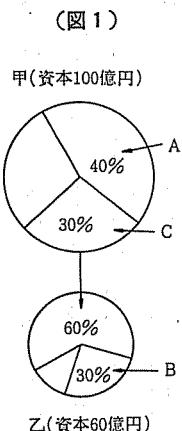
も加盟会社に多少なりとも影響を与える場合には、せめて支配会社（又はその支配会社）に移転して加盟会社に影響を与え続けたいと望むであろう。従つて、この場合は、加盟会社退社の代償として支配会社（又はその支配会社）の株式を少くとも一選択肢として提案すべきことになる。

このように考えると、退社の代償としてどうしても支配会社（又はその支配会社）の株式の提案を要するのは、（加盟会社経営に興味を有する株主に関して）補償が不十分の場合のみであることになる。従つて、結局、まず、(1) 加盟会社に留る場合の補償が十分なものであれば、必ずしも退社の代償として支配会社（ないしその支配会社）の株式の提案を要せず、種々のものを提案しうることを認める余地がある。従つて又、補償に関し十分なものを局外株主が異議申立等により求めうる体制が整つておれば、退社の代償として Rey の提案するような種々のものを認めるべきであろう。又、(2) 株主の同意があれば、代償として、どのようなものを提供してもよいであろう。しかし、(3) 例えばクステ法案のように、補償が不十分なものである場合には、局外株主が支配会社（又はその支配会社）に移転して加盟会社に影響を与える得る可能性を残す為に、支配会社（又はその支配会社）の株式をも少くとも一選択肢として退社の代償として局外株主に対し提案すべきこととなる。

結論として、立法論としては、補償を後述するよう⁽³⁾に十分なものとして、そのかわりに退社の代償としては、Rey の提案するような種々のものを認めるべきことになる。（但し、その場合 Rey の提案する前掲の表（本稿二二八頁）において、C には(7)も入れるべきであるし、E には(5)も入れ、F には(1)をも入れるべきであろう。）

(1) クステ法案が予定する」と支配会社の加盟会社における株式保有率が二五%程度の場合には、後述するところで RODIERE の指摘するように、局外株主が支配会社に移転してその支配層となり得るチャンスがあろう（本稿第三、一、II、1 参照）。又、支配会社が加盟会社において五十%以上の資本参加をしている場合でも、局外株主が支配会社に移転して加盟会社に多少の影響を与える可能性はある。例えば資本百億円の支配会社甲において株主グループ A 及

びCがそれぞれ資本の四十%、三〇%の株式を保有しているとする。この支配会社甲が資本六十億円の加盟会社乙に六〇%の資本参加をしているとする。そして、この加盟会社乙において甲の他にBが三〇%の資本参加をしているとする（図1）（但し、甲、乙ともその発行株式は同額の額面株式でかつ資本は全額、株式に分割されているとする）。この場合もし、甲乙がグループであると確認される場合、Bは一応乙において局外株主となるので、その有する乙の株式と交換に甲の株式を取得することになるが、もしこの場合の株式交換比が乙の株式三に対し甲の株式二の割合であるとするとき、Bは甲の株式を額面総額で一二億円分（= 60億 $\times \frac{30}{100} \times \frac{2}{3}$ ）取得することになるが、これは甲の株式の一〇%相当分である。この場合甲においてBとCとの間で予期せざる同盟がなされるとすれば、BとCは合計すると甲の株式の四二%（= 三〇 + 一二%）を取得することになり、Aの保有率四〇%を越えることになる。又、甲においてBとC間で同盟がなされない場合を想定しても、退社の代償として甲会社株式の一〇%を取得することになれば、Bは甲におけるかなりの大株主として甲の経営に影響を与え、それを通じて乙の経営にも影響を与える得る場合が考えられる。



(2) 本稿第三、一、I、1 参照
(3) 本稿第三、二、I、2 参照

II クステ法案の退社権の規定は、非現実的であり、かつ支配会社にとり負担が重すぎるとの批判、とその考察

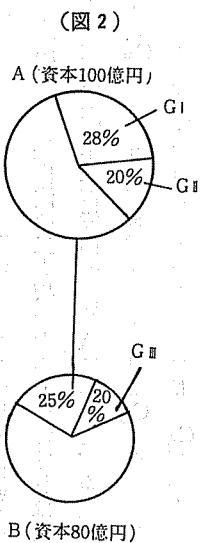
1 批判

RODIÈREによれば、クステ法案の退社権の規定は、非現実的であり、かつ支配会社にとり負担が重すぎるとの批

判されている。RODIÈRE の説くところを次に記す。

① クステ法案によれば、第一の場合、即ち支配会社が株式会社又は株式合資会社で、その本拠をフランス内地又は海外の県又は領土に有し、かつ他の会社に従属しない場合、支配会社は加盟会社の局外社員に対し、支配会社の株式と彼等の株式の交換を申し込まねばならない（法案一五条第一項）。

ところで、これは可能であろうか、ここに資本百億円の会社Aがあり、そこであるグループ（グループG_I）が資本の一八%を有し他のグループ（グループII（G_{II}））が資本の一〇%を有するものとする。この会社Aが、八〇億円の資本を有する会社Bをその資本の一五%を有する故に支配しているが、グループIII（G_{III}）も会社Bの資本の一〇%を有しているとする（図2）。この場合、法案第一五条第一項の規定を満たす為には、会社Aは自己株式を市場で買入れる（rachter）か、又は既に有している（もしこれが可能ならば）自己株式を手離すか、又は増資を行わねばならない。この場合、交換比が問題であるが、これが例えば、B会社の株式三に対しA会社の株式二の割合であ



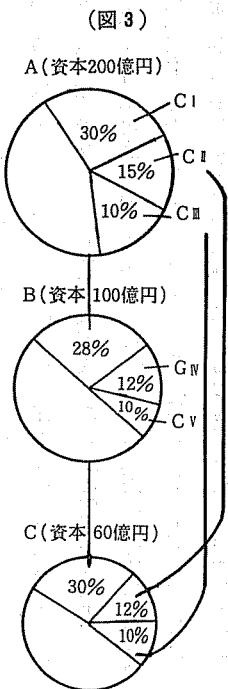
る。ところで八〇億の一〇%は一六億であるから、この場合、局外社員（=グループIII）は、 $(16 \times \frac{2}{3}) =$ 一〇・六億円分の会社Aの株式を受領することになる。この場合、グループIIとグループIIIに予期せざる同盟がなされ、支配会社Aの中で多数派の交代がなされる危険がある（即ち、グループII+III=10+10・六%=110・

六%対グループI=二八%)。しかもこれは、会社Bの残りの五五%の株式の所有者が、会社Aの株式を受けとつたとき、組織化されないと仮定しての話である。⁽¹⁾

② 次にクステ法案第十五条の第一の場合、即ち支配会社が他の会社に従属し、この第一の会社が株式会社又は株式合資会社でありかつその本拠をフランス内地又は海外の県もしくは領土に有する場合、退社規定は、この第二の会社の株式か又は金銭代價の二者择一を申し出なければならぬ。

ところで、例えば資本二百億円の会社Aにおいて、企業グループI (C_I) が資本の三〇%、企業グループII (C_{II}) が一五%、企業グループIII (C_{III}) が一〇%を有するとする。又、資本百億円の会社Bにおいて、会社Aが資本の一八%を有し、企業グループIV (C_{IV}) が一二%、企業グループV (C_V) が一〇%有するとする。最後に資本金六十億円の会社Cの中で、会社Bは資本三〇%を、企業グループII (C_{II}) が一二%を、企業グループIII (C_{III}) が一〇%を有するとする(図3)。この場合、会社Cでの局外株主は企業グループII及びIIIのメンバーである。会社Aが、彼等にその株式を会社Cの株式と交換に供給したとする、それまで会社Aを支配してきた企業グ

ループI (C_I) は、くつがえされることにならう。だからといって金銭の支払いも大変である。⁽²⁾



(3) クステ法案第一五条の第二の場合、即ち、支配会社が、株式会社だがその本拠を外国に有する場合又は人的会社の場合、加盟会社の株主の全部又は一部が望むときは、退社規定は現金代償を含みうる。この現金代償は模大なる金額になる危険がある。即ち、会社が支配会社であると推定される為には、加盟会社の資本の115%を保有すればよい。これは、極端な場合、加盟会社の株主の75%に代償の支払をすることが必要であることを示す。このようない重い負担は、信用及び資金を枯渢させ会社を不隨にしてしまうである。

(要するに)、支配会社に於て負担が重すぎる所以である。そして、これは、上記三つの場合のいずれの場合にも似たることである。局外社員は支配会社に属さない全てのものを含むから、他の会社に115%の資本参加をしなければ支配会社と推定されるということになると、極端な場合には支配会社は被支配会社の社員の75%に対し株式を供給するか現金代償の支払をせねばならなくなる。これは、支配会社における大変な増資、又は莫大なる金銭の支出となる。(なお説明の便宜上、資本の貨幣単位及び数量に若干変更を加えた。御了承を乞う。)

- (1) René RODIÈRE, La protection des minorités dans les groupes de sociétés, Rev. Soc. 1970, p. 258.
- (2) RODIÈRE, op. cit., p. 258~259.
- (3) RODIÈRE, op. cit., p. 259.
- (4) ibid.

2 索綱

クステ法案のよひど、加盟会社に対する資本参加率115%程度でも支配会社と推定され、退社の代償として現金又は支配会社(もしくは支配会社の支配会社)の株式を提案せねばならぬといふやうなれば、(i)金銭の場合は負担が重い、(ii)株式の場合は、負担が重い他、支配会社において支配層の変更を生ずる恐れがあり、いやれにせよ実

行不可能の非現実的なものとなると、RODIÈRE の批判は、RODIÈRE の示すような事例において、確かに正しいと思われる。そこで、このような方法にならぬ方法をここで多少考察してみよう。

(1) まず、そのような方法の一つとしてクステ法案のような一元体制を捨て、グループが形成されても退社の代償の提案をしないでもよい場合を設ける方法が考えられる。即ち、支配会社は必ずしも加盟会社を犠牲にしなければ利益をあげられないと決っている訳ではなく、支配会社が加盟会社をグループの利益の為に犠牲にすることを企図せず単に加盟会社の他の株主と同様の立場で加盟会社の利益ができるだけ増大させその分配にあづからうと企図する場合もある。このような場合、支配会社はグループの利益の為に加盟会社をその不利益に指揮しようとする訳ではないのであるから、支配会社に、局外株主への退社の代償、補償等の提案をさせる必要はないものと考えられる。従つて、このような場合に備えて、グループが退社の代償又は補償の提案をせずとも済む規制体系を選択しうる多元的規制方法を工夫すべきである。ただし、この場合、退社の代償ないし補償の提案を不必要とする規制体系の中では、グループの利益の為に加盟会社の利益が犠牲にされないことを確保する十分な規制がなされることが必要であろう（例えば、西独株式法は、支配契約のある場合とない場合に分け、退社の代償ないし補償の提供を要するのは前者の場合のみであり、後者の場合には、従属（＝加盟）会社の不利益となる指揮に対しても損害賠償義務を課すと同時にその代りに退社の代償ないし補償の提供は不必要としている（本稿第一注（4）参照））。

(2) しかし、支配会社がグループ利益の為に加盟会社の不利益にも加盟会社を指揮しうる指揮権を望む場合もあり、これを一概に拒否するのは非現実的でもあるから、このような場合に備えて、それを認める代りに退社の代償及び補償の提案を要するとする規制体系を支配会社が選択しうるようにしておくことは、有用であろう。問題は、このような規制体系の中で RODIÈRE の心配をどう排除すべきかであるが、これは場合を分けて考えるべきである。

(a) まず、株主の同意があるときは、退社代償として普通社債等を用いてよいことは当然であるから、それにより問題を避けうる。

次に株主の同意がない場合でも、補償が十分な場合は、普通社債等を退社代償としてよい。何故ならば、前述の如く（本稿第三、一、I、2）、支配会社（又はその支配会社）の株式をどうしても（＝配当率以外の理由で＝）他人に、より配当率のよいものがある場合にも）提案させる必要は、加盟会社の経営に興味ある株主の為であるが、補償が十分ならば彼等は加盟会社に留り得るから、退社の代償として支配会社（又は支配会社の支配会社）の株式を提案する必要はないからである。従つて、補償の十分となり得る規制体系が整つておれば、退社の代償としてはヴァライエティに富ませることが可能であり、普通社債等を用いることにより RODIÈRE の心配をさけることが可能であろう。（普通社債の場合は現金又は自己株式を用意する必要もなく、又支配層の交替もない）。

(b) 普通社債等を退社の代償とすることに対して株主の同意もなく、又、補償も十分でないとき
この場合でも、大衆弱少株主のように加盟会社の経営に興味のない局外株主の場合は、退社の代償としては、配当率、処分価値等のみが問題であり、支配会社の株式を必ずしも必要としないであろう（又、それを交付しても彼等は通常組織化されないから、支配層の交替の恐れもない）。

問題は、局外株主が加盟会社の大手の取引商人等の、加盟会社経営に興味のある株主の場合である。彼等は加盟会社に留りたいと願つているのであるが、しかし補償が十分でない場合には彼等といえども加盟会社に留ることにはちゅうちょすることであろう。その場合は、せめて支配会社に留り加盟会社に影響を与えたないと願うであろう。従つてこのような局外株主を保護しようと思えば、この希望をかなえてやる為に退社の代償としては、支配会社（又はその支配会社）の株式を提供すべきことになる。けれども、そうすると支配会社又はその支配会社において

RODIÈRE の指摘するような支配層の交替や過負担が生じ非現実的となる恐れがある。この矛盾は、そもそも補償が不十分で不適切であることより生ずるのである。従って、立法論としては補償を十分なものにする規制を整えて、退社の代償としては支配会社（ないしその支配会社）の株式の提案を必ずしも必要としないという方法が、支配会社と局外株主の利益を調和するものとして望ましいであら。

(3) あるいは、このような不都合を避けるには支配会社との推定を生ずる議決権保有率を「五%から例えは五〇%に引き上げればよ」とする考があるかも知れない。しかし、推定の為の基準をそのように「五%から五〇%に引き上げても、五〇%以下の議決権保有による従属関係及び統一的指揮の存し得る事実は変わらないのであり、事態は変わらない。即ち、一五%程度の議決権保有率でも従属関係及び統一的指揮が可能である場合もあり、この場合に（推定規定は用いられないが）推定規定を用いて従属関係と統一的指揮の存在が証明されてしまえば、支配会社において、RODIÈRE の心配する支配層の交替や過負担が生じ得るのである。

III 支配会社決定が困難であるとする批判、とその考察

1 批判

クステ法案第一条が、ある会社が他会社において議決権 (droits de vote) の少くとも「一五%」を保有するときは第一の会社は第一の会社に従属すると推定されるとしている。この「一五%」というのは低すぎて支配会社の決定が困難になるとする批判がある。即ち、RODIÈRE によれば次のように説かれていた。

法案の「一五%」という数字は低すぎる。即ち、法案に従えば、次のような疑問が生ずる、会社Aと会社Cが共に、会社Bの資本の二八%つつを保有する場合を仮定すると、AとCのどちらが支配会社と考えられるのか。数を変えて、Aが一八%Cが一七%を保有するとする。この場合、AはCよりもより支配的 (dominante) と考えられ、

Aが退社規定の手続きを始めねばならないのであるうか。そして、Aが一度び事態を調整するとCが次に退社規定の手続きをしなければならないのか。そして第三の会社DがBの資本の115%以上を保有しているとき、その番が来るべし、CなどはDが新しい退社規定の手続きをするのが。極端な場合、四つの会社がBの資本の115%ずつを有するなどを考えねども、一番手となるのは誰になるのか。

このあたり論じて、RODIÈRE は結論として、従属関係の推定のために五十五以下の数字に止まるといは不可能であるといふ。

(→) RODIÈRE, op. cit., no 22.

2 考察

(1) まず RODIÈRE の挙げる一つの事例、即ち四つの会社が他の会社Bの議決権の115%以上を保有する場合における考察する。この場合、クステ法案を文言通り解釈すれば、四つの会社それぞれとBの間に四つの従属関係があることが推定されるにとなる。すなはち、従属関係とは既述の通り（本稿第11注(4)(5)(6)）、ある会社が他の会社において単独又は確実な第三者の支援を得て意思決定するなどがやあれるに、であるから、上記推定は結局次のような推定といふこととなる。即ち、①四つの会社のいずれも単独でBで意思決定をし得るといふ、又は②四つの会社のいずれもが四つの会社中の他の者の全部又は一部の確実な支援を得てBで意思決定し得るといふの推定である。しかし、前者①は不可能なことであるし、後者②は、四つの会社の利益が完全に一致し又は四つの会社間に協定がある等して、それぞれの意思決定が他のそれに一致するまれな場合でなければ起り得ないことであろう。結局、クステ法案第一条は、こののような事例においては、不可能またはまれな事態を推定せしめるものとなつてしまふ。

(2) 次に RODIÈRE の挙げる第一の事例、即ち二つの会社 A、C が会社 B の議決権の一八%つつを保有するという場合であるが、ルリドム(1)で記したことが大略あてはまると思われる。即ち、この場合はクステ法案第二条により A、B 間、及び C、B 間双方に従属関係が推定されることになるが、これは① A、C がいずれも単独で B において意思決定し得ること、又は、② A、C いずれもが、(A、C の) 他方又は(A、C 以外の) 第三者の確実な援助を得て B において意思決定しうることの推定となるが、①は不可能なことであり、②は A、C の利益が完全に一致する等のまれな場合にしか実現しないことである。結局この事例においても、クステ法案第一条は不可能又はまれな事態を推定させることになつてしまふ。

(3) 次に、RODIÈRE の挙げる第三の事例、即ち三つの会社 A、C、D が会社 B においてそれぞれ一八、一七、一六%の議決権を保有するという場合はどうであろうか。RODIÈRE は前述したことく、こののような場合はまず A が支配的と考えられて第一番目に退社規定の手続を始めねばならないが、A が一度び事態を調整 (régulariser sa situation) すると、C が次に退社規定の手続をしなければならず、D の番が来ると (son tour venu) 今度は D が退社規定の手続をしなければならなくなり、このような事態は不都合であるといふ。この場合、「事態を調整する」とは何を意味するのかは必ずしも明らかではないが、ここでは一応「退社規定手続を完了する」の意に解して話を進めぬ。さて、このように解する場合に RODIÈRE の心配する事態は生ずるか。

この問題を考えるためにまず、このような事例では誰が第一番目に退社規定の手続を始めるべきなのかを考えねばならないが、それは A であろう。なぜならば、まず A、C、D とともに他の議決権の流れ方、総会の出席率いかんでは B において独立に意思決定しうる可能性はあるが、その確率は議決権の保有率のみから考える場合は保有率の最も高い A により多く存すると考えるべきであり、したがつて、このような事例ではクステ法案第一条の推定は

Aについて働くと解すべきことになる。そして、A B間に従属関係が推定されことになればここからさらにA Bが統一的指揮のもとに立つことも推定されるべきであるから、これらの推定が破られない限り、Aがグループの中の支配会社としてまず一番手として退社権、補償の手続をすべきことになる。

さて、このようにAがまず一番手として手続をする場合に、RODIÈRE の心配する事態は生ずるか。場合を分けて考へる。まず第一にAが退社規定の手続きをとり、Aが自己の株式又は現金と引換にC、Dよりその所有するBの株式を取得する場合には、C、DはBの株主ではなくなってしまうのだからRODIÈRE の心配するような事態は生じない。しかし、第二にAのとった手続が補償手続であつた場合には、C、Dは依然としてBの株主であり続けるのであるから、本事例のように議決権保有率が接近している場合には、その後BにおけるA、C、Dの保有率が変動し議決権の保有率の最高のものがAからC、Dと移転することも考えられ、その場合にはC、Dは順々に手続を行わなければならなくなり、RODIÈRE の心配する事態が生じよう。

(4) 以上要するに、クステ法案第一条のように二五%の議決権保有がら従属関係を推定することになると、(1)(2)の事例のような場合には不可能又は非常にまれな事態の推定を生ずることになり不都合であり、又(3)の事例のような場合には(クステ法案のような構造のもとでは)退社権、補償手続のなされる機会があまりにも多くなってしまう恐れが生じよう。

(1)(2)の事例について述べた不都合をさける方法としては、(i)従属関係の推定を生ずる議決権保有率を二五%から五〇%以上にすること、及び(ii)二五%はそのままにしておいて、ただ(1)(2)のような事例は推定規定の射程距離に入らず従つてこのような場合には推定は働かない旨の規定を追加する(か又はそのような解釈を確立する)ことが考えられよう。(しかし、(ii)の方法は次の(3)の事例における不都合を回避することにはならない。)

次に(3)の事例の場合の不都合は、従属関係の推定を生ずる議決権の保有率二五%という率が低すぎて保有率の順位の変動により推定の変動が生ずる機会が多くなる為と考えられる。したがってこのような事態を避ける為には推定を生ぜしめる議決権の保有率を一五%以上に上げることが必要であり、この保有率を上げれば上げる程、推定の働く保有率を有する会社の保有率に他の会社の保有率が接近する可能性は少くなるから、保有率の順位の変動による推定の変動を生ずる可能性も少くなると考えられる。(例えば、推定を生ずる為の議決権保有率を五十%とすれば事例(3)のような不都合が生ずる可能性はよほど少くなろう。)

結局(1)(2)(3)全ての事例を解決する方法としては RODIÈRE の提言することと従属関係の推定を生ずる議決権保有率を五〇%とすることが適當ではなかろうか。(西独株式法一七条一項もこのような態度をとっている。)

(1) 「事態を調整する」の意味を「自己の議決権保有率を二五%未満に調整する」の意に解し得ないこともないが、文脈

からは本文のように解するのが素直であろうし、又、A C D がそれぞれの議決権保有率を次々と二五%未満に調整する場合は、煩雑な退社規定の手続が次々となされねばならぬという訳ではなくて単なる従属関係の推定が、A C D と移転して行くことになるにすぎず、それだけではあまり問題にはならないと思われる。

(2) 従属関係(=独立の意思決定可能性)が推定される場合はそこからさらに統一的指揮(=現実の統一的意見決定)

推定されるべきものと思われる。その理由の第一は、意思決定が可能ならば実際にも統一的意見決定がなされるのが通常と考えられるからである。その理由の第二は、もし従属関係が推定されただけでは統一的指揮は推定されないと解するときは、グループの存在を立証する為には従属関係の推定規定とは無関係に統一的指揮を証明しなければならないことになるが、これは従属関係の推定規定の存在を無価値なものにしてしまうからである。なぜならば、もし推定規定と無関係に統一的指揮が証明されれば(統一的指揮とは現実の統一的意見決定のことであり意見決定可能性を当然前提しているから) 意見決定可能性も推定規定を待つまでもなく証明されてしまい、クステ法案第二条の推定規定は無用の存在となってしまうと思われるからである。したがって、クステ法案第二条が存在意義を有する為には、クステ法案は、

議決権二五%保有から従属関係が推定されそこからもとに統一的指揮が推定される、という構造であると考えねばならない。(西独株式法一八条第一項も、「従属企業は支配企業とコンソルタンを形成すると推定される」として、従属関係の存在より統一的指揮の存在を推定している。)

IV 退社（権）を提案すべき要件を満す場合でもその提案の必要がない場合があるとの批判、とその考察

1 批判

Reyはクステ法案を次のように解釈する。即ち、ある会社Aが株式の買取・引受け、合併その他により他会社Bに二五%以上の資本参加を行った場合には、従属関係が推定され、より優越的資本参加を行っているものがない場合にはA会社はB会社の他の株主に対して退社規定に定まる条件での退社（権）を提案せねばならない。しかし、A会社がB会社に二五%以上の資本参加をしている場合でも、B会社に既により大きな資本参加を行っている他のグループが存する場合には、会社Aは退社（権）を提案することができないと。結局、Reyは二五%以上でかつ最も多くの議決権を有するものが退社（権）の提案を行うといつて、いるものと思われる。⁽¹⁾

しかし、Reyによれば、上記要件を満す場合、即ち会社Aが会社Bの中に二五%以上でかつ最も多くの議決権を有する場合でも、Aが退社の提案をする必要がない場合があるという。それは次の場合であるとされる。

(1) 一つの会社が、複数の会社により設立され、複数の会社のうちの一つか優越的地位を占める場合。

ような場合には、退社規定という観念は成り立たない。なぜなら、この場合の少数派株主達は、自由に引受けた危険を確実に計算して新会社の政策にに関する取り決めを多数派と行つたことは疑いがないからである。

ある会社Aが、他会社Bの全株主と完全な合意のもとに(en plein accord) B会社の多数派株主となつた場合この場合、少数派株主達は、同意を与えるとともにその株式の買取(rachat de leurs actions)を請求し得た

管であり、Nの請求をしながらいたいんだ、新たな同僚株主 (coassocié) のリーダーシップを受け入れる便宜を彼等が有していたことを示す。従つて、Nの場合、退社規定は、不用ひまではいかないかも全く所を得ない。

(3) 株式公開交換 (O.P.E)⁽²⁾ の結果会社が他会社の支配会社となつた場合⁽³⁾ のみに、退社規定の観念を排除する性質の場合⁽⁴⁾ 株式公開交換を拒否した株主は、目的 (but) は異なるが対象 (objet) は公開交換と同じである退社規定に定まる条件での退社 (権) の提案、を受け入れる気になつてゐるとは思われないからである。

- (1) Rey op. cit., p.172.
- (2) 会社の支配権 (contrôle) を得ようとする者がその目的でその会社の株主全員に対し公開でその株式と債券 (obligation)との交換を提案する手続を、株式公開交換 (offre publique d'échange) とする。Nの場合、株式と債券との交換の提案でなく、株式を前もつて定まる値で買取る事が提案される場合を、株式公開買付 (offre publique d'achat) とする。Michel de JUGLART et Benjamin IPPOLITO, Droit Commercial, 2ème Vol. (1975) n° 924—2, 4ème Vol. (1974) n° 1841—2s.) による Rey が株式と株式との交換が提案される場合と O.P.E を入れてあるのは誤われる。
- (3) Rey op. cit., p.173.

2 参照

まず、複数の会社 (甲、N、丙) が協力して、一つの会社 (丁) を設立する場合には、複数の会社中の一つ例えば甲が設立会社丁の支配会社となりかつ甲丁が統一的指揮下に置かれる事とされる場合でも、N、丙等は丁における自己の危険を計算してくる筈だから、甲は、N丙に対し退社規定に定まる条件での退社 (権) の提案をする必要はない。しかし Rey の批判は、その通りであると思われる。N丙は設立の当初から丁において甲が支配的地位を占める事とを熟知しているのであり、それにより自己の蒙る危険と、期待しらるる利益を計算して設立に参加したのであるから、特に退社規定、補償による保護は必要でないと思われるからである。

次に、ある会社甲が他の会社乙の全株主と同意して乙の支配的株主となる場合には、甲乙が統一的指揮下に統合されグループを形成した場合でも、乙の株主は自己の有する株式の買取請求をなし得た筈であるのにしなかつたのはそれなりの利益があつたからであるから、甲は乙の甲以外の株主に対し退社（権）の提案をする必要がないとする批判については、場合を分けて考える必要があろう。まず、クステ法案のような規制の下においては、乙の株主は甲に同意せずに退社（権）及び補償の提案を待つこともできるのであるが、甲の支配株主となることへの同意がこの提案を不必要とすることに対する同意も含むと考えられる場合には、それなりの見返りが同意株主にあると考えられるから、特に退社（権）及び補償の提案を要するとすべきではないであらう。しかし、乙の株主の同意があつても、退社（権）及び補償の提案を不必要とすることまでの同意があるとは認められない場合は、この提案がなされることを条件として甲が支配株主となることに同意したとも考えられるから、甲はやはり、退社権及び補償を提案すべきであらう。

最後に、株式の公開交換（O.P.E）の提案と退社（権）の提案とはその対象を同じくする為、株式の公開交換を拒んだ株主は退社（権）の提案がなされてもこれを拒絶する意思を有するものと認められるから、これらの株主に對しては退社（権）の提案は不必要とすべきであるとする批判については、公開交換の対価が正当であつたことを条件として一応これを肯定し得る。ただし、この場合はあくまでも退社（権）の提案のみを不必要とするものであり、補償の提案までも不必要とすべきではないと思われる。これらの株主は補償はむしろ望んでいると思われるからである。（公開交換の対価が不当であった場合は、補償の他、正当な退社（権）の提案をもすべきであらう）

（なお、上述したところは、クステ法案のように一元的体制をとる場合のみならず西独株式法のように多元的体制をとる場合にも同様に妥当しよう。）

V 二五%の議決権保有により従属関係の推定を生ずる」とは、強請の危険を生ずるとする批判、とその考察

1 批判

局外株主は、自己の会社の資本の一五%を他会社が保有することを証明して、グループ及び集中裁判所よりグループの存在を確認する裁判を得た後、代償請求の手続に入る」ことができ⁽¹⁾、このように局外株主に対しあまりにも簡単に何時でも代償請求の手続きを開始する可能性を与ふる」とは強請（多すり）の危険を生ずる⁽²⁾。

(一) RODIÈRE, op. cit., p. 261.

(a) BÉJOT, *La protection des actionnaires externes dans les groupes de sociétés en France et en Allemagne*,

Bruxelles, 1976, p. 111.

2 考察

クステ法案においては、退社（権）及び補償の提案義務はグループに結びつけられてゐるが（第一四条、一一一条）、このグループの成立、存続の為には、¹従属関係と²統一的指揮の二条件を要し（第四条）、又、二五%の議決権保有より従属関係が推定される（第二条）。そして、強請の恐れであるが、法案第二条の解釈として第一に、もし、二五%の議決権保有より従属関係が推定されるがからにそりから統一的指揮も推定されると、う解釈をとれば、結局グループの存在は二五%の議決権保有より推定される」とになりグループの立証が非常に容易となるから、前記批判の言ふ」とく強請の恐れが生じよう。しかし第一の解釈として、もし、二五%の議決権保有からは従属関係が推定されるにすぎず、そこからさらに統一的指揮まで推定されることはならないとの解釈をとれば、グループの立証の為には二五%の議決権保有の立証の他にさらに、統一的指揮の立証が必要となるから、強請の恐れは少くなる。

といひでクステ法案第一條については第一の解釈をとるべきとは本稿において既述の通りであるから（第III、I、III-2注（2））、したがつて「十五%の議決権保有により從属関係の推定を生ぜしめる」とは強請の危険を生ぜしめ難ましむると言ふ。この弊を避ける為には、從属関係の推定を生ずる為の議決権保有率を少し上げる（例えば五〇%）方が望ましいと思われる。

II 補償 (allocation compensatrice) に関する批判、とその考察

クステ法案の補償の規定にいじて種々の批判がなされてゐるので、以下そのべつのかをとりあげ若干の考察を行ふ。

I 補償 (配当保障) では局外株主の保護として不十分であるとの批判、とその考察

1 批判

局外株主が会社に残留するかを選択した場合、クステ法案によれば局外株主は補償、即ち、配当保障(garantie de dividende) の利益を受けてゐる。しかし、これだけでは局外株主の保護としては十分でないと批判される。PAILLUSSEAU は、次のように述べてゐる。まず、グループが故意に加盟会社をその休眠状態に放置する場合、即ち、加盟会社の資産を換金してしまふその商標 (sa marque) と流通機構 (son réseau de distribution) のみを残すにやめる、のような状態にしてしまつたとき、局外株主は、その株式の有する純資産価値 (la valeur d'actif net que représente leur titre) に関する保護も受けられなくなつてしまふ。もとより、支配会社が加盟会社の活動を抑制し、おはや一人では活動できないように組織してしまつた後に加盟会社を見捨ててしまつた場合、局外株主の運命はどうなつてしまふのか、(1)。

2 考察

場合を分けて考察する。まず、加盟会社經營に興味をもたぬ株主達（例えば弱少大衆株主）の場合は、補償の欠点はあまり問題となるまい。退社の代償が充実しておれば、彼等は喜こんで加盟会社を出て行くであろうから、退社の代償の充実が問題となるにすぎないからである。

しかし、補償提案の制度は、このような株主の為に設けられるものではなく、加盟会社の經營に興味を有し加盟会社に残留することを希望する株主の為の制度であると思われる。Rey の指摘するように、例えば加盟会社の主人の、取引商人、顧客、融資者等は加盟会社の株主として残留し、取締役会に参加して多少なりとも加盟会社經營に影響を与えるのが常である。このような株主は、支配会社の全くの弱少株主となってしまい加盟会社に対しても何の影響も与えられなくなってしまうことよりは、加盟会社の少数派株主ではあるが無視されない程度の株主であり、場合によつては取締役の一員となり得る地位にあることの方を望むであろう。従つて彼等にとっては補償が非常な重要性を帯びて來るのであり、このような株主にとっては、配当補償のみでは不十分であるとする PAILLUSSEAU の指摘は重大な意味を有する。

従つて、立法論としては、配当補償のみで足りるとせずに、それと共に、(1) 支配会社に加盟会社を一人立ちできなくしてしまってから見捨てるなどを禁じるとか、(2) 支配会社が加盟会社を一人立ちできぬようにしてしまった場合には、加盟会社の株主に支配会社への移転を認めるとか、(3) あるいは、又、もし加盟会社がグループに組み入れられず独立していたと仮定すればその株主が株式の売却あるいは残余財産分配請求権の行使により得ることができたらと考へられる利益相当の補償も支配会社に義務づける等の方法を、検討すべきであろう。

又、クステ法案では、債権者保護の為の規定の第一五条において、加盟会社の年次会計 (les comptes annuels) が損失を示すときは、支配会社は加盟会社の為に、*レ*の会計の承認後一ヶ月の内に、*レ*の損失と同額の現金による補償 un transfert compensateur en espèces をせねばならぬと規定しており、*レ*のような規制方法は従属会社の資産減少を緩和する作用をするやうである。

(1) クステ法案二二一条によれば、退社規定と一緒に、補償を選択すべきないと (option) が加盟会社の局外株主に対し提案されねばならないが、これに関して、退社規定を拒絶した加盟会社の局外株主または社員が補償の利益を受けうることが正当なことかどうか、一応問題とされる。即ち Rey によれば、補償を受ける加盟会社の局外株主は、一方で少くとも補償が支配会社の配当に応じて計算される範囲で、支配会社の株主の資格、他方で、支配会社の法定責任 (二五、二六条) により損害を担保されている加盟会社の株主の資格、の両資格を同時に付与される特權的地位にあることになるのではないか、したがつて、補償の代りに、毎年、その年度の営業成績に応じて調整された退社権の提案をくり返すことに対するべきではないか、という批判が一応考えられると思われる。

しかし、この批判については、次のように反論されている。即ち、一定の場合には、加盟会社の少数派株主ではあるけれども無視され得ない株主であり場合によってはその取締役となり得るかも知れない状態にあることと、支配会社の全くの弱少株主で加盟会社の経営にはいかなる影響も与ええない状態にあること、とは同じではない。取引量の大きい、取引商人 (fourisseur)、顧客又は融資者 (préteur) は、それぞれ顧客、取引商人又は債務者の事業に参加したがることがしばしばあり、取締役会に席を占めるだけの若干の参加 (petite participation) が、この要望に答えることになる。このような場合には退社規定は局外株主の要望に答え得ない。従つて、局外株主に加盟会社の株主として残留し続ける経済的事情がある場合の為に、退社規定の他に補償を規定する必要性があると、(Rey, op. cit., p. 174~p. 175)。

II 補償額の決定方法に関する批判、とその考察

1 批判

法案第二一条によれば、補償額の決定につき、次の二つの方法が規定されている。即ち、一つは、補償額を、加盟会社の過去の利潤 (rendement) 及び加盟会社の将来の見込みに基いて定められた、加盟会社が独立していたとしたら株主又は社員が期待し得た額にもっとも近い、一定の年額 (un montant fixe) とするものであり、他は、補償額を、支配会社の将来の配当ないし利益 (dividendes ou bénéfices) に比例して定める方法である。

(1) このうち、まず一定の年額という方法に関しては、合理的でもなく実際的でもないとして、次のように批判される。即ち、第一に、会社がもし独立していたらなされるであらう配当額を長期間読みとる」とは非常に困難であり、企業集中に関するスペシャリストであつてもそれを五ヶ年間読みとることは難しい。⁽¹⁾

第二に、一定の年額という方法は、株主を一種の社債権者にしてしまい、グループの経済状況の発展をあまりに捨象してしまう。極端な場合、局外株主は、支配会社が損失を出し配当ができない場合でも補償を受け得ることになる。⁽²⁾

第三に、この補償決定方法は、考慮すべき要素が多く複雑であるから、異議の機会が多くなり実際的ではないとも批判されている。⁽³⁾

(2) 次に、支配会社の将来の配当ないし利益に比例して補償額を決定する方法については、次のように批判される。即ち、確かに固定していないという点では秀れているが、しかしこの方法では、支配会社の株主となることを欲しなかつた局外株主が、あたかも支配会社の株主の一部を構成するかのように配当を受け得ることになってしまい正しくない。なぜならば、この方法により局外株主に提案されるべき補償額は、彼等が支配会社に移転すれば受けとり得たであろう株式数 (la quantité d'actions qu'ils auraient pu recevoir dans la société dominante) に対応せねばならない (そうでなければ公平とはいえない) からであるから。⁽⁴⁾

(3) ものと、局外株主の利益の保護は支配会社と加盟会社の関係でのみ捕えられてゐるが、グループ自身からの出発して保護すべきである（グループ法もグループ自身からの出発すべきである）とする批判がある。眞理、PAILLUS-SEAUによれば、連結財務諸表を作成するにあらへが支配会社に義務づけられてゐるのであるが⁽¹⁵⁾、それによりグループ全体の営業成績、即ち連結利益（*benefice consolidé*）を明らかにし、これが基礎に局外株主に帰属すべき配当を決定すべきであると主張される。

- (1) René RODIÈRE, op. cit., no 25, p. 262.
- (2) Louis Rey, op. cit., p. 175.
- (3) ibid.
- (4) RODIÈRE, op. cit., p. 262~263.
- (5) ハベト法第111条
- (6) PAULUSSEAU, op. cit., no 28.

2 考察

(1) 第一に、補償額を一定額とする方法についての批判を考察する。

この方法については、まず、グループの経済状況の発展をあまりにも捨象してゐる、極端な場合には支配会社が赤字の場合でも補償義務があつたになり、局外株主を債権者にしてしまふ、と批判されているが、この点について考えるに、まず、加盟会社の残留希望株主にとっては、Iに述べたことを別にすれば、加盟会社株主としての配当が保障され（かゝる程度加盟会社經營に影響を与えることがやき）ればよい訳だから、グループないし支配会社との関係で債権者的となつても、また支配会社の欠損時に配当をもつてゐる、いふじうに不都合ではなく、この方法は問題はない。しかし、支配会社にとっては、確かに、十分の利益を計上できないときにも補償をせねばならぬ

いということは不都合であろう。いかなる場合にも補償するのが指揮者の当然の責任と考えられるとしても、少くとも実際的ではないと思われる。（ただ、クステ法案の場合は、支配会社はこの方法を選択せず支配会社の利益に比例した補償額を申し出てもよいのだから（法案第二一条第三項）、不都合は避け得る。）

次に、補償額を一定額とすることに対する他の批判、即ち、加盟会社がもし独立していたらなされるであろう配当額を長期間読みとることは困難であり、かつ、考慮すべき点が多く異議の機会が多くなり実際的でない、とする批判については、確かにその通りであると思われる。

以上から見て、我国の立法論としては、この補償額を一定とする方法は実際的でなくあまり望ましくないと思われる。

(2) 次に、補償を支配会社の将来の利益に比例して定める方法に対する批判、即ち、この場合は、補償額は局外株主が退社をすればその代償として受けとり得たであろう支配会社の株式数に対応すべきであるが、そうすると支配会社の株主となることを欲しなかつた株主があたかも支配会社の株主として取扱ることになり不合理であるとする批判、は当らないようと思われる。なぜならば、この批判はその前提、即ち、補償額は局外株主が退社をすればその代償として得たであろう支配会社の株式数に対応すべきであるとする考え方、が正当ではないと思われるからである。即ち、補償額を支配会社の将来の利益に比例して定めるという方法は、加盟会社の株主は加盟会社の議性を通して支配会社の利益に寄与するのだから支配会社の利益の分配にもあずかるべきであるとの思想に立脚するものと思われ、従つて、この場合の補償額の算定は、局外株主が加盟会社に留まりながら（加盟会社の議性を通して）支配会社の利益に寄与する度合に対応するべきであり、支配会社に移転したならば得たであろう株式数に対応すべきではない（これは、支配会社に移転した株主の寄与度のものさしである）からである。このような算定基準をと

れば、支配会社の利益に比例して補償額を定める方法も加盟会社に残留する株主を支配会社に移転した株主と同様に扱うことになると非難するには当らないであろう。（しかし、算定基準を支配会社への寄与度に求めて、その算定は難しいであろう。今後の検討すべき問題であるが、一応支配会社の株主と平等の立場で利益分配にあづかることとし、これと異なることを主張する者に実際の寄与度の举証責任を負わせる等の方法が考えられよう。）

(3) しかし、支配会社への貢献度の見地より支配会社の利益に比例して補償額を定めるという方法をとる場合にも問題は残る。即ち、加盟会社は支配会社には貢献していないなくても他の加盟会社に貢献しているという場合も考えられるが、支配会社への貢献度の見地に立つ方法ではこの場合の補償額の決定が困難となる。このような場合も含めた解決方法としては、PAILLUSSEAU の説くごとく、支配会社と加盟会社の関係という視点を捨てて、グループという視点に立ち、当該加盟会社の局外株主をグループの構成員と捕え、グループにおける貢献度に応じてグループの利益を分配するという方法が検討されるべきでなからうか、と思われる。しかし、このような方法をとる場合にも、グループの利益の算定は PAILLUSSEAU の主張することと連結財務諸表により連結利益を明らかにすることにより行われ得ようが、当該加盟会社の局外株主のグループにおける貢献度の算定は必ずしも容易ではないであろう。今後検討すべき問題であるが、一解決方法としては、(2)に述べたと同様に、一応グループを構成する会社の株主は平等の貢献をしたものと考へ、それと異なることを主張する者に実際の貢献度の举証責任を負わせる方法が考えられよう。

三 一元体制をとることに関する批判、とその考察

クステ法案においてはいわゆる一元的規制方法がとられており、局外株主ないし社員の保護規定の発動は一元的

基準たる「グループの存在」に結びつけてくるが、この点に關し種々の批判がなされている。以下、そのべつかを紹介し、かつそれぞれについて若干考察する。

(1) 例えば退社規定及び補償の提案は、加盟会社商業登記簿へのグループの登記又はグループに属することを確認する判決⁽¹⁾⁽²⁾の時より一ヶ月内になされことになつてゐる(第一四、二一条)。そしてグループの登記はグループが形成された月に申請されねばならない(第一一条)。

(2) これに対しても、西独株式法では、局外株主の保護規定は、支配契約の締結、従属関係、コンツェルン関係等の多元的発動基準を有する。

I グループの定義が不十分であるとする批判、とその考察

1 批判

クステ法案のような一元体制においては、グループの定義が種々の規定の唯一の発動基準となるのであるから、グループの定義は非常に重要であり、その十分な定義が要求されるが、BÉJOTは、クステ法案のグループの定義は不十分であるとする。即ち、クステ法案はグループの定義として西独株式法のグループ(=コンツェルン Konzern)の定義をそのまま再用しているが、西独株式法はいわゆる多元的規制方法を採るものであるから、クステ法案のよくな一元的体制にそのままもつてくることが適當かどうか疑れるところ⁽¹⁾。BÉJOTの説くところを説明すると、大略次の通りである。

クステ法案が手本としたとされる西独株式法第一八条は、グループ(=コンツェルン)を次のように定義している。即ち、「一つの支配企業と一つ又は複数の従属(=加盟)会社が総括され支配会社の統一的指揮の下に立つとき、これらの企業は一つのグループ(=コンツェルン)を形成する」と。しかし、西独会社法ではこの定義が適用基準として機能する条文はあまり多くはない。即ち、まず法的グループ(=法的コンツェルン)に関する規定は支

配契約の締結により発動するか、⁽¹⁾の場合はグループ（＝コングルン）の定義は機能する余地はない。又、事実上のグループ（＝事実上のコングルン）に適用される規定の大部（§§ 311～317 AAG）は支配企業と従属会社間の従属関係の存在により発動せしむられ、グループ（＝コングルン）の要件の一つである統一的指揮は要求されないから、⁽²⁾この「も」グループ（＝コングルン）の定義は機能しない。グループ（＝コングルン）の定義が機能するのは若干の事実上のグループに固有の規定（§§ 329～338）においてのみである。⁽³⁾このように、西独株式法の規定は柔軟であり、法的グループ（＝法的コングルン）、事実上のグループ（＝事実上のコングルン）又は単なる従属関係の区別に応じて異った規制がなれどおり、立法者は全ての形式のグループを規制するところにもそれらのグループがそれぞれ多様性を保ちうるように努力してゐる。グループ（＝コングルン）に関する定義はそれほど大きな不都合をもたらさない。⁽⁴⁾しかし、全ての規定の発動基準をグループの存在におくクステ法案の場合、⁽⁵⁾このような西独株式法の用いるグループ（＝コングルン）定義をそのまま用いることには疑問がある。

- (1) BÉJOT, op. cit., p. 205.
- (2) BÉJOT op. cit., p. 204～205.
- (3) BÉJOT によれば、この点について他の適切なグループの定義がある訳でもなく、いままで会社グループに関する多くの論文が書かれ、討議がなされて来たが、これが十分満足のいく定義に成功してはいないと云う。結局 BEJOT は、クステ法案のよほだ一元的規制方法は、⁽⁶⁾このよほだ困難なグループの定義を必要とするので、望ましくないといふのがと思われる（BÉJOT, op. cit., p. 204～205, 215～216）。

2 考察

後述する「も」一元的規制方法そのものに問題があるが、仮にクステ法案のような一元的規制体制をとるといふが肯定されたとしても、退社権、補償の提案義務を生ぜしめる一元的要件としてのグループの定義として、グループ

の差異に応じて多元的規制方法をとる西独株式法において比較的狭い範囲でしか要件として活動せずしかも退社権、補償の提案義務とは直接結びつかないコンツェルンの定義、を再用するというクステ法案の行き方には、確かに BEJOT の指摘する通り疑問がある。したがって我国の立法論としてみても、西独的コンツェルンの定義をそのままとり入れてから一元的規制方法をとるという態度は、いましむべきであろう。（但し、西独流のコンツェルン定義は、多元的規制方法をとる場合には、必ずしも有要性を失う訳ではない。）

II グループの意義につき複数の解釈が可能となるとする批判、とその考察

1 批判

PAILLUSSEAUによれば、「グループの定義に關し、クステ法案は二つの解釈を可能にし、望ましくない」とされる。

即ち、第一に、二会社間に一方が他方において決定をなしうるだけの従属関係 (*lien de dependance*) が存するときは、それだけでグループが存するとする解釈が可能であるとされる。そして、この場合は、支配会社が加盟会社の議決権の少くとも二五%を保有するという事実のみから（従属関係が推定され、従つてまた）グループの存在が推定されることになる、⁽¹⁾と言う。

しかし条二に次の解釈も可能であるとされる。即ち、グループが存する為には従属関係のみでは不十分であり、この他に統一的指揮 (*une direction unique*) の存在が必要である、とする解釈である。この解釈においても、まず、複数の会社が従属関係により結合されねばならず、又、一つの会社が他の会社でその議決権の少なくとも二五%を保有するときは従属関係の推定を生ずるが、しかし、グループの存する為には従属関係の存在のみでは十分ではなく、それに加えて支配会社と加盟会社が統一ある指揮の下に置かねばならない、とされる。したがつてまた、この第二の解釈においては従属関係のみではグループは形成されず、法案第一条の推定は従属関係の存在の推定に

アントワ・グルーパーの存在の推定やばくじんじたぬやれど。
(?)^(*)

(→) PAULUSSEAU, op. cit., n° 14, 27-b.

(?) PAULUSSEAU, op. cit., n° 15.

(?) ジュ・PAULUSSEAU によれば、この第11の解釈のように指揮の統一性がグループの要件であるわけだ。その証明はグループによっては十一条以下に規定される公示方法により容易だが、第三者にとっては困難である。されど
(PAULUSSEAU, op. cit., n° 15)。

2 考察

この批判は必ずしも誤りではないと思われる。クステ法案の規定の仕方は次の通りである。即ち、まず従属関係については第一条において、「同一の会社甲が他の会社乙を支配し、乙はおもに直接間接に事實上の又は法的手段を用ひて意思決定をなし得るだけの影響力を有する場合に」(Quand une société dispose sur une autre société d'une influence lui permettant d'exercer dans celle-ci, directement ou indirectement, par des moyens de fait ou de droit, le pouvoir de décision)、甲を支配会社、乙を加盟会社とする。又、グループについてはクステ法案第四条は「総合わかれ、統一的指揮の立つて立つ支配会社と加盟会社は、一つのグループを形成する (Les sociétés dominantes et affiliées réunies sous une direction uniques forment un groupe)」と定義している。したがって、この規定の文言から、(従属関係の成立の為には意思決定可能性が必要である)が明いかぎりである。又、同法案の立法理由書にも、グループの要件は「一つのうちやれば従属関係 (le lieu de dependance) と統一的指揮 (direction unique) であり、従属関係のみではグループは形成されない事が説明されてゐる。したがって、クステ法案の解釈としては、グループの存立の為には、従属関係と統一的指揮の二つの条件が満足されなければならぬことは明らかである。

う。したがつてグループにつき二つの解釈の可能性が生ずるとする批判は当らないようと思われる。

ただ、クステ法案では（従属関係については、それが意思決定可能性であることは法案第一条の文言から明らかであるが）、統一的指揮については法案第四条は何の定義もしていないので、その内容が文言からのみでは必ずしも明らかではない。したがつてまた、従属関係と統一的指揮の二つがグループの要件であることが明らかであつても、この二つの要件の間の関係が明らかとならない。ただ、既述のことく、クステ法案の立法理由書や同法案の参考したとされる西独株式法の解釈等を考慮すれば、統一的指揮は現実の統一的意見決定と解すべきと考えられ、單なる意見決定可能性としての従属関係と区別されるべきであるが、クステ法案第四条の文言からのみではこのように解されることは必ずしも言えない。したがつて我国の立法論としては、類似の立法をする場合には、統一的指揮の意義を文言上も明らかにすることに留意すべきであろう。（このことは二元ないし多元的規制方法をとる場合でも同様に言えることである。）

III 多様な形態をとる会社グループを一元的に規制することはグループの有する柔軟性を失わせることになり不都合である、との批判、とその考察

1 批判

BÉJOT によれば、会社グループには共働関係にあるグループ (groupes de collaboration)、支配従属関係にあるグループ (groupes de subordination)、ハングロマリット (congrégérats) 等、非常に多様な形態があり、又、多国籍企業グループの問題と小規模の親子会社の問題とは大いに異なるのであり、これらに一様に適用される一元的法体系を案出することは非常に困難である。⁽¹⁾ しかも、グループの最大の利点はその形成及び機能における柔軟性であるのに、多様なグループを機械的に一元的拘束ワクに押しこむことはこの柔軟性を失わせることになり、グループ

形式は全ての利点を失つてしまふやうなふへ、されど⁽²⁾。

- (1) BEJOT, op. cit., p. 205.
(2) BEJOT, op. cit., p. 111~112.

2 考察

同じくクステ法案のグループの定義にあてはまるグループにも、少くとも次の二種のグループが存し得る。即ち、一いば、支配会社が加盟会社をその不利益にも指揮し得る指揮権を得たいと希望する場合であり、他は支配会社は加盟会社をその不利益に指揮しようとする意図を有せず（従つて、そのような指揮をなしうる指揮権を得るゝとも希望せず）、ただ、加盟会社の利益をできるだけ増大せしめ加盟会社の他の株主と同様の立場で加盟会社の配当にあざかり利益をあげようと意図する場合である。グループをこのように分類するときこれらを同一の方法で規制するのは、合理的ではなく、又その柔軟性を失わせしめることにもなるう。即ち、前者のようなグループを規制するには、支配会社にその希望する加盟会社指揮権を与えることが現実的であるが、その場合には反面において退社（権）及び補償の提案を義務づける等により局外株主等の保護に留意せねばならない。これに対して、後者のようなグループの規制においては、加盟会社がグループの利益の為に犠牲とされる恐れはないから、退社（権）及び補償の提案を義務づける必要は乏しいであろう。（ただ、この義務を免ずる場合には、局外株主の保護の為に、加盟会社の不利益に加盟会社の指揮がなされない為の方策が工夫されるべきである）。従つて、同じくクステ法案のグループの定義にあてはまる場合であつても、クステ法案のようにこれを同一規制下に置くことは合理的ではなく、グループの性質の差に応じて異つて規制すべきであろう。例えば、加盟会社をその不利益にも指揮しうる指揮権を認める反面、退社（権）、補償の提案を義務づける規制体系と、退社（権）、補償の提案を義務づけられない代

りに加盟会社をその不利益に支配することが損害賠償その他の制裁により禁じられる規制体系の、二種を用意しておき、グループの選択にまかせる等の方法が考えられる（西独株式法は、支配契約の締結の選択に、これらの規制体系の選択を選びつけている）。従って、クステ法案が一元体制をとり、グループの存する場合には一律に退社権、補償の提案義務が生ずるものとしたのは望ましくなく、グループの柔軟性を奪うことにもなる。

かくして、我国のグループ特別法に関する立法論としては、一元体制をとるべきではなくて一元ないし多元的規制方法をとる方向で検討されるべきことになるが、一元的ないし多元的規制方法をとるとして、それをどのようにものとすべきか、特に退社（権）、補償の提案義務の法律要件をいかなるものとすべきか等（西独株式法のように、退社（権）、補償との関係で支配契約のある場合とない場合等とで分けるべきか否か等）についての検討が今後の課題であろう。

四 グループ及び集中裁判所に関する批判と、その考察

以下グループ及び集中裁判所に関する批判のいくつかを紹介しがつ若干の考察を行う。

I 批判

グループ及び集中裁判所に関する批判には、クステ法案の態度は一応評価できるとするものと、このような特別裁判所は不必要であるとするものがある。以下、それについて説明する。

1 クステ法案の規定は、内容の細部が必ずしもはつきりしないが、一応評価できるとするもの。

PAILLUSSEAU は、クステ法案の規定するグループ及び集中裁判所は、法案からだけでは制度の細部が必ずしも十分に明らかではないけれども、局外株主等グループ外の者の利益の確保に役立つものであると評価している。以

下 PAULUSSEAU の説へんりゆを述べる。

会社に利害関係を有する者とその会社が属するグループとの間に紛争が生じた場合、この紛争を解決することができる。グループ及び集中裁判所の役目である。⁽¹⁾ この紛争が適切に規制される為には、次の条件が必要である。

1° まず、この紛争はグループといふもの、それがいかにして形成されどのように生存、活動するかを、良く知っている者により裁定 (régler)。されねばならない。この場合、法的知識のみでは不十分であり、その他に経済的知識及び企業經營に関する知識も伴わなければならぬ。

2° 非常に敏速な解決が必要である。なぜならば、状況は刻々と変動し、後もどりできなくなるからである。

3° 状況に適合した解決がなされなければならない。おそらく、決定 (décisions) を取消す (annuler) よりも、良く計算された損害賠償の方がより良き解決となる。

4° グループは、一定事項につきなされた解決が、他の者との訴訟においてむしかえられたり、又、同一の訴訟に關し他の管轄裁判所 (juridiction) においてむしかえられたりするなどにたえられない。従つて、この紛争は、唯一の裁判所の管轄 (une seule juridiction) に属し、一度採択された解決は後に再び問題とされ得ないことが必要である。

5° 裁判の迅速性の要求と上訴の觀念が両立するかどうか考えねばならない。⁽²⁾

これららの1°～5°の条件を満す為に、裁仲 (arbitration) は十分な保証を与えないと思われる。とすれば原則的には、次の三つの解決方法が残る。

(1) 一つは、この紛争を通常裁判所 (juridictions de droit commun) にまかせる事である。しかし、通常裁判所が、十分にこの紛争を解決できるか否か、その經濟的側面の重要性の故に、確かでない。

(2) 第一は、この紛争を通常裁判所にまかせるが、それに詳しい意見 (*avis circonstancié*) を述べる職務を有する特別委員会を設ける方法である。そして、この職務は証券取引委員会に与えられるべきが考えられる。

(3) 最後は、特別裁判所 (*une juridiction spécifique*)、即ち、一種の多少なりとも権限の広い經濟司法官 (*magistrature économique*) を設けることである。

クステ法案は、この最後の考え方方に立つと思われる。しかし、クステ法案は、本質的部分を命令 (*décret*) にのみだねているので、クステ法案の条文からだけでは、制度の内容を判断できない。しかし、いずれにせよ、クステ法案のやり方は、局外株主、債権者、従業員等の、グループ外の利益の有効な保護を確保するものであることは確かである。⁽³⁾

2 グループ及び集中裁判所として特別の裁判所は不必要であるとする批判

前記1¹の見解とは逆に、グループ及び集中の特別裁判所のメリットを認めず、これを不要とする見解もある。これは BRONNER の見解であり、次にその大要を記す。

(1) まず、フランスにおいては、裁判所は、民事刑事を問わずグループ問題と同程度に複雑な分野では、前もって鑑定 (*expertise*) の手続を経ずに裁判することはない。これは裁判官がある分野の専門家である場合でも同様である。したがって、新しい裁判所を構成しグループの問題の解決をはかるべき高度のテクニックを持つ司法官を任命しても、他の裁判所と同様に鑑定の手続を行うのであり、したがって、かなりずつも特別裁判所を作ることは必要でない。⁽⁴⁾

(2) 次に、グループ及び集中に関する特別裁判所を設けた場合、商事裁判所との間で管轄権の抵触が生ずる恐れが生ずる。即ち、会社はグループ内に存する場合でも総会、監査役、取締役会等の問題を有するのであり、この場

合ひの裁判所の管轄となるのか疑問である。例えは、商事裁判所が会計の承認、利益分配等に関する総会決議の取消の訴をうけたとする。この場合、会社がグループに属してゐるときは、この裁判はグループの組織、活動に直接關係するといふことである。⁽⁶⁾

(3) グループ及び集中に関する特別裁判所を設けた場合、この裁判所に控訴院、破産院のコントロールを排除する訳にはいかない。この場合、あるいは上級審が通常の手続で行われるとして、一審のみ特別裁判所を作ることの困難ではないか。

- (1) PAILLUSSEAU, op. cit., no 31.
(2) PAILLUSSEAU, op. cit., no 32.
(3) PAILLUSSEAU, op. cit., no 34.
(4) J. Bronner, «La juridiction des groupes», Faculté des sciences juridiques de Rennes, Association française des juristes d'entreprise et Centre de droit des affaires de Rennes, droit des groupes de sociétés (Librairies Techniques), p. 198.
(5) ibid.
(6) Bronner, op. cit., p. 198.

II 考察

グループの存在又はグループへの帰属等に関する事が生じた場合にそれを裁決すべき裁判所については、(1)グループに關する知識の十分な裁判官による裁判及び(2)裁判の迅速性が要求され、裁判の迅速性の要求に關してはれども、絶対的(ないし對世的)既判力、及び上訴の排除等が問題となることは PAILLUSSEAU の説く通りである。ふつてのどちらの諸要求を満足せんか裁判所として、クステ法案は經濟司法官を命ぜグループに關する特別裁

判所を案出し、これに対しブロネル (Bromner) は、通常裁判所に鑑定義務を負わせればよいとし、さらにクステ法案のいとき特別裁判所を設けると通常裁判所（特に商事裁判所）との裁判管轄の抵触を生ずると、批判する。そこで、ここでは以下、(1) 裁判官の、グループに関する知識、(2) 裁判の迅速性、及び(3) 裁判管轄の抵触の三つの見地より、我国の立法論的立場に立って、クステ方式が良いかブロネル方式が勝るかを若干検討してみる。（ただし、ここでクステ法案の特別裁判所というのは、次のような特色を有するものを考える。¹ 裁判官として、通常の裁判官の他に、経済の専門家を含む。² グループの存在、グループへの帰属等に関する紛争の専属管轄権を有し、かつその裁判につき上訴を許さない。³ その裁判は絶対的ないし対世的既判力を有する。）

(1) まず会社グループに関する知識、¹ の点から見た場合、クステ法案のような経済司法官の構成する特別裁判所とプロネルの主張する鑑定義務を負う通常裁判所の間に大きな差はないと思われる。（そして、後者の場合は、特別の鑑定職務権限を有する機関の設置が考えられよう。）

(2) 次に裁判の迅速性については、絶対的（ないし対世的）既判力と上訴の排除が問題となる。⁽²⁾

(a) まず、絶対的既判力の問題であるが、会社グループの存否、会社グループへの帰属等に関する裁判は、全ての局外株主に關し画一的に決定されることが法律關係の混乱の回避、平等性等の見地より望ましく、クステ法案の特別裁判所の裁判には絶対的既判力が認められている。しかし、既判力の絶対性は画一的解決の望ましい法律關係について認めるべきものであり、裁判所の種類により差異が生ずべきものではない。即ち、この効力は、クステ法案の特別裁判所の裁判にのみ認められるべきものではなくて、画一的解決の望ましい法律關係については、通常裁判所の裁判についても同様に認められるべきものであると思われる。したがつて、既判力の絶対性の見地からは、クステ法案流の特別裁判所とブロネル流の裁判所間に優劣を認めることはできない。

(b) 次に、裁判の迅速性の要求を満す為には上訴の排除も一つの方法である。そして、プロネル流の通常裁判所については上訴の排除は認める余地はなからうが、クステ法案の特別裁判所の裁判は上訴が排除されている。そこで、この点についていずれの行き方が勝るかが問題となる。

しかし我国の立法論としては、この点の差はあまり問題となり得ない。なぜならば、我国の現憲法下においては、「最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所」によって構成されるピラミッド的裁判所組織体制とまったく連絡のない裁判所を設置することは禁止されるから（憲法七六条①②）、最高裁（又は下級裁判所）への上訴を許さぬグループ特別裁判所を設けることは困難であるからである。（ただし、迅速な解決の為に、グループ特別裁判所に対する不服は直接最高裁に上告できるとする二審制の採用は検討の余地があらう。）

したがつて、我国の現行憲法下では、クステ法案流の特別裁判所を設けるとしても、最高裁（又は下級裁判所）への上訴は許さなければならないから、上訴可能性の点からみると、クステ法案流の特別裁判所を設立しようとプロネル流で行こうと大きな差はないことになる。

(3) 裁判管轄抵触の問題

プロネルは、クステ法案の特別裁判所を批判して次のように述べる。グループの中でも会社は総会、会計、監査役、取締役会等の問題を持ちつづけるのであり、クステ法案のような特別裁判所を設ける場合、それと商事裁判所との間の管轄の抵触は避けられない。例えば、計算書承認、利益の配当等に關する総会決議の取消の訴が商事裁判所に提起された場合、会社がグループに属する場合には、判決はグループの形成及び活動に直接に関連することになると。我国の問題としてこれをみると、我国の場合もグループ特別裁判所を設けるとすれば、一般裁判所との關係で同様の問題が生じうる。

しかし、クステ法案第八条は、通常裁判所がグループの存在又はグループに属することの判断を先決問題として判断せねばならぬときは、その点に関する判断は特別裁判所に移送してその判断を迎ぐとしているので、管轄の抵触は生じないと思われる。我国における立法論としても、このようにすれば同様の結果が生じよう。したがつて、このような規制方法をとれば、裁判管轄抵触の点でも、クステ流の特別裁判所とプロネル流の通常裁判所とでは優劣の差はないことになる。

(4) 結局、(1)裁判官のグループに関する知識、(2)裁判の迅速性(=絶対的ないし対世的既判力、上訴の排除)、(3)裁判管轄の抵触の三点より検討した限りにおいては、クステ法案のような特別裁判所を設ける方法とプロネル流の通常裁判所に鑑定義務を負わせる方法とでは、上訴を許すか否かの点を除き大きな差はないよう思われる。しかも我国の現行憲法のもとではクステ法案のような形の特別裁判所を設ける場合でも最高裁(又は下級裁判所)への上訴を禁ずることはできず、その差はますます小さくなる。したがつて我国の立法論としては、いすれを選択しても大きな差はないよう思われる。

(1)(2) 専属管轄 同一の問題が一度裁判により解決された後に上訴の枠外で他の裁判所でむしかえされることは、グループに関する紛争の裁判に限らず全ての裁判を通して耐えられないことである。PAULUSSEAUは、このような事態をさける為に、グループに関する紛争が唯一の裁判所の管轄に属することが必要であるという。なるほど、クステ流の特別裁判所を認めるときに、これと通常裁判所の間で紛争のむしかえをさける為に、グループに関する紛争につき特別裁判所の専属管轄を認めることが全く無意味ではない。しかし、紛争のむしかえをさける為ということならば、クステ流の特別裁判所を設ける場合であるとプロネル流の一般裁判所による場合であるとを問わず、絶対的ないし対世的既判力、自縛性で問題は解決すると思われる。専属管轄の問題はむしろ、クステ流の特別裁判所を設ける場合に、会社グループに関する知識の十分な裁判官の裁判を保証するという点に意味を認めるべきであろう。

いのようを考えれば、クステ法案流の特別裁判所は、グループに関する紛争の専属管轄を認められたことにより、グループに関する知識の十分な裁判官による裁判を保証することになるといえる。それではプロネル流の裁判所を選択した場合はこの点につき差が生ずるであろうかといふと、優劣の差を生しないように思われる。なぜならば、プロネル流の裁判所についても、グループに関する紛争については裁判所に鑑定義務を負わせることになり、いの要求を満すことができるからである。

- (3) 西沢俊義 田本国憲法(日本評論社) (昭和三十三年) 五九三、五九九、六〇〇頁
(4) Bronner, op. cit., p. 198~199.

(レーベル・エカル=本学教授)

